

堺市公報 第113号	令和2年3月27日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市文化財保護条例施行規則	
【文化観光局文化部文化財課】	4
○堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会規則	
【文化観光局文化部文化財課】	41
<告示>	
○令和元年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について	
【総務局行政部総務課】	42
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	43
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定共生型障害福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	44
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	45
○道路整備特別措置法に基づく大阪府道高速大和川線の供用開始について	
【建設局土木部路政課】	45
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	46
○車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路の追加指定等について	
【建設局土木部路政課】	48
○車両制限令第3条第1項第2号に規定する道路の追加指定について	
【建設局土木部路政課】	49
<公告>	
○堺市立人権ふれあいセンターの開館時間及び休館日について	

【市民人権局人権部人権企画調整課】	50
○堺市立人権ふれあいセンターの臨時休館日について	
【市民人権局人権部人権企画調整課】	51
○堺市立東文化会館の利用料金、開館時間及び休館日について	
【文化観光局文化部文化課】	51
○堺市立西文化会館の利用料金、開館時間及び休館日について	
【文化観光局文化部文化課】	63
○堺市立梅文化会館の利用料金、開館時間及び休館日について	
【文化観光局文化部文化課】	73
○堺市立美原文化会館の利用料金、開館時間及び休館日について	
【文化観光局文化部文化課】	77
○予防接種法に基づく定期予防接種（A類疾病）の実施について	
【健康福祉局健康部保健所感染症対策課】	86
○予防接種法に基づく高齢者の肺炎球菌定期予防接種の実施について	
【健康福祉局健康部保健所感染症対策課】	88
○大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定に基づく公告	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	90
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	104
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	105
○堺市立農業公園「加工体験施設」の開園時間、休園日及び利用時間について	
【産業振興局農政部農水産課】	106
○堺市立農業公園「加工体験施設」の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	107
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	110
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	111
○堺市営住宅の駐車場に係る利用料金について	
【建築都市局住宅部住宅管理課】	122
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	122
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	122
○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告	

【建築都市局開発調整部建築安全課】	123
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	123
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	124
○諏訪森神野線及び百舌鳥津久野線の事業計画変更認可に伴う図書の写しの縦覧について	
【建設局道路部道路計画課】	124
○大阪河内長野線の事業計画変更認可に伴う図書の写しの縦覧について	
【建設局道路部道路計画課】	125
○新家日置荘線の事業計画変更認可に伴う図書の写しの縦覧について	
【建設局道路部道路計画課】	126
○大阪河内長野線の事業計画認可に伴う図書の写しの縦覧について	
【建設局道路部道路計画課】	126
○都市公園の区域変更に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	127
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校教育部教育センター】	131
<上下水道局管理規程>	
○堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	132
○堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	141
○堺市上下水道局電子計算機管理運用規程等の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	143
○堺市上下水道局統計取扱規程の一部を改正する規程	
【上下水道局経営企画室】	144
○堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	144
○堺市上下水道局公有財産規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	155
○堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	156
○堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	159

＜上下水道局公告＞

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について
 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 163

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について
 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 165

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について
 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 165

＜教育委員会規則＞

○堺市学校職員健康審査会規則の一部を改正する規則
 【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】・・・・・・・・・・・・ 167

＜選挙管理委員会公表＞

○堺市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について
 【選挙管理委員会事務局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167

＜農業委員会告示＞

○農業委員会総会の招集について
 【農業委員会事務局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171

＜人事委員会規則＞

○堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則の一部を改正する規則
 【人事委員会事務局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171

＜議会告示＞

○令和元年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について
 【議会事務局総務課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172

規 則

堺市文化財保護条例施行規則を公布する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第12号

堺市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市文化財保護条例（平成3年条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(同意書)

第2条 条例第4条第2項（条例第26条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、同意書（様式第1号）によるものとする。

(指定書)

第3条 条例第4条第5項（条例第26条第2項において準用する場合を含む。）の指定書は、指定書（様式第2号）によるものとする。

(認定書の交付)

第4条 条例第20条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定したとき（同条第4項の規定により追加認定したときを含む。）、又は条例第39条第2項の規定により市選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、市長は、保持者に対しては認定証（様式第3号）を、保持団体又は保存団体に対しては認定書（様式第4号）を、それぞれ交付するものとする。

(指定書等の再交付)

第5条 第3条の指定書又は前条の認定書を滅失し、損傷し、亡失し、又は盗み取られたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、指定書（認定書）再交付申請書（様式第5号）によるものとする。

(管理責任者の選任等の届出)

第6条 条例第6条第3項（条例第29条及び第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、管理責任者選任（解任）届（様式第6号）又は管理責任者変更届（様式第7号）によるものとする。

(所有者の変更の届出)

第7条 条例第7条第1項（条例第29条及び第37条において準用する場合を含む。）の規定による所有者の変更の届出は、市指定有形文化財及び市指定有形民俗文化財にあつては所有者変更届（様式第8号）により、市指定史跡名勝天然記念物にあつては所有者変更届（様式第9号）によるものとする。

(所有者又は管理責任者の氏名等の変更の届出)

第8条 条例第7条第2項（条例第29条及び第37条において準用する場合を含む。）の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、所有者（管理責任者）の氏名等変更届（様式第10号）によるものとする。

(滅失、損傷等の届出)

第9条 条例第8条（条例第29条及び第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、滅失等届（様式第11号）によるものとする。

（所在の場所の変更の届出等）

第10条 条例第9条（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定による所在の場所の変更の届出は、所在場所変更届（様式第12号）によるものとする。

2 条例第9条ただし書（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により所在の場所の変更の届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第10条第1項（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

(2) 条例第12条第1項又は第2項（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

(3) 条例第14条第1項の許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

(4) 条例第15条第1項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

(5) 条例第16条第1項又は第2項（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定による要請又は勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

(6) 条例第28条第1項の規定による届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

3 条例第9条ただし書（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により所在の場所の変更後に届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

（現状変更等の許可申請等）

第11条 条例第14条第1項又は第36条第1項の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第14条第2項又は第36条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 市指定の文化財が損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更の許可を受けたものにあつては、当該現状変更後の原状）に復するとき。

(2) 市指定の文化財が損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するために応急の措置をとるとき。

3 条例第28条第1項の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の届出は、現

状変更等届（様式第14号）によるものとする。

（現状変更等の終了報告）

第12条 条例第14条第1項若しくは第36条第1項の規定による現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けた者又は条例第28条第1項の規定による現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の届出をした者は、その許可又は届出に係る現状の変更等が終了したときは、遅滞なく現状変更等終了報告書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（修理の届出）

第13条 条例第15条第1項（条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による修理の届出は、修理届（様式第16号）によるものとする。

（修理の終了報告）

第14条 条例第15条第1項（条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による修理の届出をした者は、その届出に係る修理が終了したときは、遅滞なく修理終了報告書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（保持者等に係る届出）

第15条 条例第22条（条例第41条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 保持者が芸名、雅号等を変更したとき。
- (2) 保持者について、その保持する市指定無形文化財（条例第41条において準用する場合は、市選定保存技術）の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。
- 2 条例第22条（条例第41条において準用する場合を含む。）の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更の届出又は前項第1号に該当する場合の届出は、保持者氏名等変更届（様式第18号）によるものとする。
- 3 第1項第2号に該当する場合の届出は、保持者心身故障届（様式第19号）によるものとする。
- 4 条例第22条（条例第41条において準用する場合を含む。）の規定による保持者の死亡の届出は、保持者死亡届（様式第20号）によるものとする。
- 5 条例第22条（条例第41条において準用する場合を含む。）の規定による保持団体（同条において準用する場合は、保存団体）の名称、事務所の所在地若しくは代表者（同条において準用する場合は、代表者又は管理人）の変更の届出は、保持団体（保存団体）名称等変更届（様式第21号）によるものとする。
- 6 条例第22条（条例第41条において準用する場合を含む。）の規定による保持団体（同条において準用する場合は、保存団体）の構成員の異動の届出は、保持団体（保存団体）構成員異動届（様式第22号）によるものとする。
- 7 条例第22条（条例第41条において準用する場合を含む。）の規定による保持団体（同条において準用する場合は、保存団体）の解散の届出は、保持団体（保存団体）解散届

(様式第23号)によるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第16条 条例第35条の規定による土地の所在等の異動の届出は、土地の所在等異動届(様式第24号)によるものとする。

(審議会の公開及び傍聴)

第17条 堺市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決により、非公開とすることができる。

2 審議会の会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人名簿(様式第25号)に氏名を明記し、係員の指示により傍聴席に入らなければならない。

3 議長は、傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) 拡声機、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓の類を携帯している者

(4) 写真機又は録音機の類を携帯している者(第6項の許可を受けた者を除く。)

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) その他議事を妨害するおそれがあると認められる者

5 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 委員の発言に対して拍手、やじその他の方法により可否を表明しないこと。

(2) はち巻き、ゼッケンの類を着用する等の示威的行為をしないこと。

(3) 私語を慎み、放歌又は高笑いをしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

6 議場の様子を撮影し、又は録音しようとする者は、あらかじめ審議会の許可を受けなければならない。

7 議長は、傍聴人が前5項の規定に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、その者を退場させなければならない。

8 議長は、第1項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、傍聴人を退場させなければならない。

(標識等の設置)

第18条 条例第51条の規定による標識等の設置の同意は、同意書(様式第26号)によるものとする。

(台帳)

第19条 市長は、市指定の文化財に関する台帳を備えるものとする。

2 前項の台帳には、市指定の文化財の写真及び実測図等を添付するものとする。

(委任)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、廃止前の堺市文化財保護条例施行規則（平成3年教育委員会規則第6号。次項において「廃止前規則」という。）の規定により教育委員会によってなされている処分その他の措置は、この規則の規定により市長によりなされた処分その他の措置とみなす。

3 この規則の施行の際、現に廃止前規則の規定により教育委員会に対してなされている申請その他の行為については、この規則の規定により市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

様式第1号(第2条関係)

同 意 書

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

Ⓜ

(電話番号

)

有 形 文 化 財

有 形 民 俗 文 化 財

下記の物件について、堺市指定

史

跡

に指定されることに同

名

勝

天 然 記 念 物


意します。

記

名 称 及 び 数	
所在の場所又は地域	

様式第2号(第3条関係)

(表面)

(記号番号)
指 定 書
名称及び数
〔 構造、形式又は寸法、重量若しくは 材質その他の特徴 〕
堺市指定 有形文化財 有形民俗文化財 に指定する。
年 月 日
堺市長 

(裏面)

所 有 者	所有者の住所	所在の場所	交付又は再交付 の年月日

変更事項

所 有 者	所有者の住所	所在の場所	変更の年月日

備考

- 1 次の場合には、所定の届出書にこの指定書を添えて届け出ること。
 - (1) 所有者が変更したとき。
 - (2) 所有者が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (3) 所在の場所を変更したとき。
- 2 指定を解除されたときは、この指定書を返付すること。

様式第3号(第4条関係)

(表面)

(記号番号)	
	認 定 書
	(氏名) 殿
	(芸名、雅号等)
	生年月日
堺市 指定無形文化財 選定保存技術	の保持者として認定します。
年 月 日	
	堺市長 印

(裏面)

指定無形文化財又は選定保存技術の内容

保 持 者 の 住 所	交 付 又 は 再 交 付 の 年 月 日

変更事項

保持者の氏名又は芸名、 雅号等	保 持 者 の 住 所	変 更 年 月 日

備考

- 1 次の場合には、この認定書を添えて届け出ること。
 - (1) 保持者が氏名、芸名若しくは雅号又は住所を変更したとき。
 - (2) 保持者が死亡したとき。
- 2 次の場合には、この認定書を返付すること。
 - (1) 指定文化財の指定が解除されたとき。
 - (2) 保持者の認定が解除されたとき。

様式第4号(第4条関係)

(表面)

(記号番号)			
		認	定
			書
			(団体の名称)
			(団体の事務所の所在地)
堺市	指定無形文化財 選定保存技術	の	保持団体 保存団体
			として認定します。
	年 月 日		
		堺市長	印

(表面)

指定無形文化財又は選定保存技術の内容

団体の代表者名	交付又は再交付の年月日

変更事項

団体の名称	団体の代表者名	団体の事務所の所在地	変更の年月日

備考

- 1 次の場合には、この認定書を添えて届け出ること。
 - (1) 団体の名称を変更したとき。
 - (2) 団体の代表者を変更したとき。
 - (3) 団体の事務所の所在地を変更したとき。
- 2 次の場合には、この認定書を返付すること。
 - (1) 指定無形文化財の指定又は選定保存技術の選定が解除されたとき。
 - (2) 保持団体又は保存団体の認定が解除されたとき。

様式第5号(第5条関係)

指定書(認定書)再交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

Ⓔ

(電話番号

)

下記のとおり 指定書 認定書 の再交付を申請します。

記

文化財等の種別	
文化財等の名称及び数	
指定(認定)の年月日及び指定書(認定書)の記号番号	
申請の理由	
滅失、損傷、亡失又は盗難の年月日及び状況	
その他参考となる事項	

注意 損傷の場合は、損傷した指定書又は認定書を添付すること。

様式第6号(第6条関係)

管理責任者選任(解任)届

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

㊞

(電話番号

)

下記のとおり堺市指定の文化財等の管理責任者を 選任 したので届け出ます。
解任

記

文化財等の種別	
文化財等の名称	
指定の年月日及び指定書の記号番号	
所在の場所又は指定地域	
管理責任者の氏名及び住所	
管理責任者の職業及び年齢 (解任の場合は、不要)	
選任又は解任の年月日	
選任又は解任の理由	
その他参考となる事項(解任の場合は、後任選任の見込等)	

様式第7号(第6条関係)

管 理 責 任 者 変 更 届

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

Ⓔ

(電話番号

)

下記のとおり堺市指定の文化財等の管理責任者を変更したので届け出ます。

記

文 化 財 等 の 種 別	
文 化 財 等 の 名 称	
指定の年月日及び指定書の記 号番号	
所在の場所又は指定地域	
旧管理責任者の氏名及び住所	
新管理責任者の氏名及び住所	
新管理責任者の職業及び年齢	
変 更 の 年 月 日	
変 更 の 理 由	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

様式第8号(第7条関係)

所 有 者 変 更 届

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

Ⓜ

(電話番号

)

下記のとおり堺市指定有形文化財の所有者を変更したので、指定書を添えて
有形民俗文化財
届け出ます。

記

文化財の名称及び数	
指定の年月日及び指定書の記号番号	
所 在 の 場 所	
旧所有者の氏名及び住所 (法人等の場合は、名称 及び事務所所在地)	
新所有者の氏名及び住所 (法人等の場合は、名称 及び事務所所在地)	
変 更 の 年 月 日	
変 更 の 理 由	
その他参考となる事項	

注意 所有権の移転を証するに足りる書類又はその写しを添付すること。

様式第9号(第7条関係)

所 有 者 変 更 届

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

㊞

(電話番号

)

史 跡

下記のとおり堺市指定 名 勝 の所有者を変更したので届け出ます。

天然記念物

記

史跡、名勝又は天然記念物の 名称	
指 定 の 年 月 日	
指 定 地 域	
旧所有者の氏名及び住所(法 人等の場合は、名称及び事務 所所在地)	
新所有者の氏名及び住所(法 人等の場合は、名称及び事務 所所在地)	
所有者の変更が指定区域の一 部に係る場合は、当該区域の 地番、地目及び地積	
変 更 の 年 月 日	
変 更 の 理 由	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

注意 所有権の移転を証するに足りる書類又はその写しを添付すること。

様式第10号(第8条関係)

所有者(管理責任者)の氏名等変更届

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

Ⓜ

(電話番号

)

下記のとおり堺市指定の文化財等の所有者(管理責任者)の氏名(名称)住所を変更したので届け出ます。

記

文化財等の種別	
文化財等の名称及び数	
指定の年月日及び指定書の記号番号	
所在の場所又は指定地域	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の年月日	
変更の理由	
その他参考となる事項	

注意 有形文化財又は有形民俗文化財の所有者の場合は、指定書を添付すること。

様式第11号(第9条関係)

滅 失 等 届

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

Ⓜ

(電話番号

)

下記のとおりに堺市指定の文化財等を
 滅失した
 損傷した
 亡失した
 盗み取られた
 ので届け出ます。

記

文化財等の種別	
文化財等の名称及び数	
指定の年月日及び指定書の記号番号	
所在の場所又は指定地域	
所有者の氏名及び住所(法人等の場合は、名称及び事務所所在地)	
事実の生じた日時及び場所	
事実の生じた当時における管理状況及び原因	
事実を知った日及びその後にとった措置	
損傷の場合は、その箇所及び程度を示す写真又は見取図	
当該文化財がその保存上受ける影響	
その他参考となる事項	

様式第12号(第10条関係)

所 在 場 所 変 更 届

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

Ⓜ

(電話番号

)

下記のとおり堺市指定の文化財の所在の場所を

変更します

変更しました

ので届け出ます。

記

文 化 財 の 種 別	
文 化 財 の 名 称 及 び 数	
指定の年月日及び指定書の記 号番号	
所有者の氏名及び住所	
変 更 前 の 所 在 の 場 所	
変 更 後 の 所 在 の 場 所	
変 更 の 年 月 日	
変 更 の 理 由	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

様式第13号(第11条関係)

(表面)

現 状 変 更 等 許 可 申 請 書

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

㊞

(電話番号

)

下記のとおり堺市指定の文化財等の現 状 変 更 をしたいので、許
保存に影響を及ぼす行為
可くださるよう申請します。

記

文 化 財 等 の 種 別	
文 化 財 等 の 名 称 及 び 数	
指定の年月日及び指定書の記号 番号	
現状変更又は保存に影響を及ぼ す行為を必要とする理由	
現状変更又は保存に影響を及ぼ す行為の内容及び実施方法	
現状変更又は保存に影響を及ぼ す行為の着手及び終了の時期	
現状変更又は保存に影響を及ぼ す行為に係る工事その他の行為 の施行者の氏名及び住所(法人 等の場合は、名称及び事務所の 所在地並びに代表者の氏名)	
文化財等の所在の場所又は指定 地域	
現状変更又は保存に影響を及ぼ す行為のために所在の場所を変 更しようとするときは、変更後 の場所及び終了後復すべき場所 並びにその時期	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

注意 裏面記載の資料及び書類を添付すること。

(裏面)

添付資料等

- (1) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の計画仕様書及び計画図
- (2) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (5) 管理責任者がある場合で、許可申請者が管理責任者以外のものであるときは、管理責任者の承諾書

様式第14号(第11条関係)

(表面)

現 状 変 更 等 届

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

㊞

(電話番号

)

下記のとおり堺市指定有形民俗文化財の現状変更を
 保存に影響を及ぼす行為をするので届
 け出ます。

記

文化財の名称及び数	
指定の年月日及び指定書の記号 番号	
現状変更又は保存に影響を及ぼ す行為を必要とする理由	
現状変更又は保存に影響を及ぼ す行為の内容及び実施方法	
現状変更又は保存に影響を及ぼ す行為の着手及び終了の時期	
現状変更又は保存に影響を及ぼ す行為に係る工事その他の行為 の施行者の氏名及び住所(法人 等の場合は、名称及び事務所の 所在地並びに代表者の氏名)	
文化財の所在の場所又は指定地 域	
現状変更又は保存に影響を及ぼ す行為のために所在の場所を変 更しようとするときは、変更後 の場所及び終了後復すべき場所 並びにその時期	
その 他 参 考 と な る 事 項	

注意 裏面記載の資料及び書類を添付すること。

(裏面)

添付資料等

- (1) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の計画仕様書及び計画図
- (2) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (4) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (5) 管理責任者がある場合で、届出者が管理責任者以外のものであるときは、管理責任者の承諾書

様式第15号(第12条関係)

現 状 変 更 等 終 了 報 告 書

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

Ⓔ

(電話番号

)

下記のとおり堺市指定の文化財等の現 状 変 更 が終了したので報告します。

保存に影響を及ぼす行為

記

文 化 財 等 の 種 別	
文化財等の名称及び数	
指定の年月日及び指定書の記号番号	
終 了 の 年 月 日	
その他参考となる事項	

注意 終了後の写真又は見取図を添付すること。

様式第16号(第13条関係)

修 理 届

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

㊟

(電話番号

)

下記のとおり堺市指定の文化財等の修理をするので届け出ます。

記

文 化 財 等 の 種 別	
文 化 財 等 の 名 称 及 び 数	
指定の年月日及び指定書の記号 番号	
修 理 を 必 要 と す る 理 由	
修 理 の 内 容 及 び 実 施 方 法	
修 理 の 着 手 及 び 終 了 の 時 期	
修理に係る工事その他の行為の 施行者の氏名及び住所(法人等 の場合は、名称及び事務所の所 在地並びに代表者の氏名)	
文化財等の所在の場所又は指定 地域	
修理のために所在の場所を変更 しようとするときは、変更後の 場所及び終了後復すべき場所並 びにその時期	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

注意 修理の計画仕様書及び計画図並びに修理をしようとする箇所の写真又は見取図を添付すること。

様式第17号(第14条関係)

修 理 終 了 報 告 書

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

Ⓜ

(電話番号

)

下記のとおり堺市指定の文化財等の修理が終了したので報告します。

記

文化財等の種別	
文化財等の名称及び数	
指定の年月日及び指定書の記号番号	
終了の年月日	
その他参考となる事項	

注意 終了後の写真又は見取図を添付すること。

様式第18号(第15条関係)

保持者氏名等変更届

年 月 日

堺市長 殿

住 所
氏 名 ⑩
(電話番号)

下記のとおり堺市指定無形文化財の保持者の氏芸雅住
堺市選定保存技術の保持者の氏芸雅住 号 名名等所
を
変更したので、

認定書を添えて届け出ます。

記

文化財等の名称		
認定の年月日及び認定書の記号番号		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		
変更の理由		
その他参考となる事項		

注意 変更を証するに足りる書類があるときは、当該書類又は写しを添付すること。

様式第19号(第15条関係)

保 持 者 心 身 故 障 届

年 月 日

堺市長 殿

住 所

氏 名

㊟

(電話番号

)

下記のとおり 堺市指定無形文化財 堺市選定保存技術 の保持者の心身に故障が生じたので届け出ます。

記

文 化 財 等 の 名 称	
認定の年月日及び認定書の記号番号	
保持者の氏名及び住所	
故障の生じた年月日	
故 障 の 状 況	
その他参考となる事項	

様式第20号(第15条関係)

保 持 者 死 亡 届

年 月 日

堺市長 殿

住 所
氏 名 ⑨
(保持者との続柄)
(電話番号)

下記のとおり 堺市指定無形文化財 の保持者が死亡したので届け出ます。
堺市選定保存技術

記

文化財等の名称	
認定の年月日及び認定書の記号番号	
保持者の氏名及び住所	
死亡の年月日	
その他参考となる事項	

注意 死亡を証するに足りる書類又はその写しを添付すること。

様式第21号(第15条関係)

保持団体(保存団体)名称等変更届

年 月 日

堺市長 殿

事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

Ⓜ

(電話番号

)

下記のとおり 堺市指定無形文化財の保持団体 堺市選定保存技術の保存団体 の 名 称 事務所所在地 代表者又は管理人 を変更したの
で、認定書を添えて届け出ます。

記

文化財等の名称		
認定の年月日及び認定書の記号番号		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		
変更の理由		
その他参考となる事項		

注意 変更を証するに足りる書類があるときは、当該書類又はその写しを添付すること。

様式第22号(第15条関係)

保持団体(保存団体)構成員異動届

年 月 日

堺市長 殿

事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

Ⓜ

(電話番号

)

下記のとおり 堺市指定無形文化財の保持団体 の構成員について異動があったの
堺市選定保存技術の保存団体
で届け出ます。

記

文化財等の名称	
認定の年月日及び認定書の記号番号	
異動前の構成員の氏名、住所及び経歴	
異動後の構成員の氏名、住所及び経歴	
異動の年月日	
異動の理由	
その他参考となる事項	

注意 構成員の経歴は、上記の文化財等に関係した経歴を記入すること。

様式第23号(第15条関係)

保持団体(保存団体)解散届

年 月 日

堺市長 殿

事務所の所在地

団体の名称

代表者であった者の氏名 ㊟

(電話番号)

下記のとおり 堺市指定無形文化財の保持団体
堺市選定保存技術の保存団体 を解散したので届け出ます。

記

文化財等の名称	
認定の年月日及び認定書の記号番号	
団体の代表者又は管理人の氏名及び住所	
団体の構成員の氏名及び住所	
解散の年月日	
解散の理由	
その他参考となる事項	

様式第24号(第16条関係)

土地の所在等異動届

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

Ⓜ

(電話番号

)

下記のとおり堺市指定 史 跡 名 勝 天然記念物 の指定地域内の土地について異動があったので、届け出ます。

記

市指定史跡名勝天然記念物の名称	
指定の年月日及び指定書の記号番号	
異動前の土地の所在、地番、地目及び地積	
異動後の土地の所在、地番、地目及び地積	
異 動 の 年 月 日	
異 動 の 理 由	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

注意 異動を証するに足りる書類又はその写しを添付すること。

様式第25号(第17条関係)

傍 聴 人 名 簿

堺市文化財保護審議会

年 月 日開催

氏 名

様式第26号(第18条関係)

同 意 書

年 月 日

堺市長 殿

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

Ⓔ

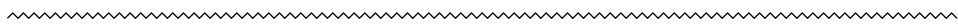
(電話番号

)

下記の堺市指定の文化財等について、
 標 識 明 板 を設置することに同意
 します。

記

文化財等の種別	
文化財等の名称	
指定年月日及び指定書の記号 番号	
所在の場所又は指定区域	
標識又は説明板の設置箇所	



堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会規則を公布する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第13号

堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員の構成)

第2条 条例第3条第2項に規定する委員の委嘱は、史跡の保存、管理、整備、活用等に関し専門的知識を有する者のうちから行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、委員長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が

達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が定める。

(会議録)

第7条 委員長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員の氏名

(3) 議事の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第5条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化財課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

告 示

堺市告示第79号

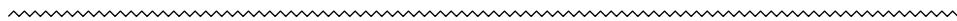
堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成18年規則第102号）第20条第4項において準用する同規則第18条第3項の規定により、市長の令和元年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示

する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 閲覧開始の日
令和2年4月8日（水）
- 2 閲覧場所
堺市役所本庁舎 市政情報センター
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
- 3 閲覧日及び閲覧時間
 - (1) 閲覧日
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
 - (2) 閲覧時間
市政情報センター
平日 午前9時から午後5時30分まで
市政情報コーナー
平日 午前9時から午後5時15分まで



堺市告示第80号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日

株式会社 ケア2 1	居宅介護	ケア2 1 深井	大阪府堺市中区深井 沢町3124番 サンハ イム格谷105号	令和2年3月 1日
株式会社 ケア2 1	重度訪問介護	ケア2 1 深井	大阪府堺市中区深井 沢町3124番 サンハ イム格谷105号	令和2年3月 1日
株式会社 ケア2 1	同行援護	ケア2 1 深井	大阪府堺市中区深井 沢町3124番 サンハ イム格谷105号	令和2年3月 1日
合同会社 R h y z m	共同生活援助	グループホー ムJ O Y	大阪府堺市中区深井 水池町2827-1 エ ステートビルVI102 号	令和2年3月 1日
一般社団法人 ソ ース	就労定着支援	ソース堺東	大阪府堺市堺区新町 3番7号 S T Cビ ル6階	令和2年3月 1日
株式会社 A v e i r e	就労継続支援 (B型)	S u n n y	大阪府堺市堺区田出 井町1番2-508号	令和2年3月 1日

堺市告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条の2第1項に規定する指定共生型障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 G . L . B .	共生型生活介 護	デイサービス 向日葵	大阪府堺市中区深阪 三丁5番40号	令和2年3月 1日

堺市告示第82号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和2年3月27日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
有限会社 ケアサービスエス・ビー二十一	計画相談支援	S・Bケアサポート	大阪府堺市美原区平尾20-5	令和2年3月1日

堺市告示第83号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第29条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

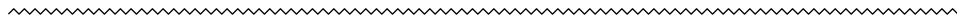
その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

堺市長 永藤英機

- 1 路線名 大阪府道高速大和川線
- 2 供用開始の区間 堺区南島町1丁44番42地先から
北区常磐町3丁117番1地先まで

3 供用開始の期日 令和2年3月29日（日曜日）



堺市告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

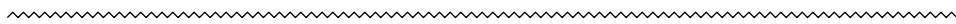
令和2年3月27日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
日置荘北4-4号線	東区日置荘北町3丁313番3地先 東区日置荘北町3丁313番5地先	旧	5.40 7.30	30.16	(t0630)
		新	5.40 5.65	30.16	



堺市告示第85号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を1のとおり指定し、及び同令第10条第1項の規定により、当該道路について高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を3のとおり定める。

令和2年3月27日

堺市長 永藤英機

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
堺市道臨海1号線	大阪府堺市西区築港新町3丁1番9地先から大阪府堺市西区築港新町2丁2番2地先まで
堺市道臨海2号線	大阪府堺市西区築港新町1丁5番3地先から大阪府堺市西区築港新町3丁28番4地先まで
堺市道築港新町1号線	大阪府堺市西区築港新町3丁27番17地先から大阪府堺市西区築港新町3丁28番1地先まで
一般国道309号	大阪府堺市美原区木材通1丁目688番321地先から大阪府堺市美原区青南台2丁目1197番101地先まで

2 指定する期日

令和2年4月1日

3 車両の通行方法の定め

通行方法

ア 走行位置の指定

トンネル等上空に障害物がある箇所では、車両が車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木その他の上空の障害物に接触しないよう十分に注意すること。

イ 後方警戒の措置

縦0.12メートル以上横0.23メートル以上又は縦0.23メートル以上横0.12メートル以上の大きさの黒色の板等に反射塗装その他の反射性を有する材料により黄色で「背高」

と表示した標識を車両の後方の見えやすい箇所に掲げること。

ウ 道路情報の収集

あらかじめ道路情報を収集するとともに、上空に障害物がないことを確認の上走行すること。

堺市告示第86号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が25トンである道路を次のとおり指定する。

令和2年3月27日

堺市長 永藤英機

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
堺市道築港八幡6号線	大阪府堺市堺区築港八幡町1番89地先から大阪府堺市堺区築港八幡町1番66地先まで
大阪府道29号大阪臨海線	大阪府堺市西区築港浜寺町8番地先から大阪府堺市西区築港浜寺町9番3地先まで
堺市道築港新町1号線	大阪府堺市西区築港新町3丁27番17地先から大阪府堺市西区築港新町3丁28番1地先まで
堺市道築港浜寺西1号線	大阪府堺市西区築港浜寺西町8番7地先から大阪府堺市西区築港浜寺西町3番地先まで

2 指定する期日

令和2年4月1日

公 告

堺市公告第169号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

開館時間・休館日

施設名	種別	開館時間	休館日	
舳松人権歴史館	展示場 人権資料・図書室	午前9時30分から午後6時30分まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に当たる時は開館日とする。） (2) 12月29日から翌年1月3日までの日	
スポーツ・文化交流ホール	ガイダンスルーム兼視聴覚室、メインホール、トレーニング室、学習室1、学習室2、学習室3、多目的室、和室（茶室付）、調理室、音楽室	午前9時から午後9時まで		
相談ホール	総合生活相談（福祉・進路等）、人権相談	午前9時から午後5時30分まで		
運動広場等	運動広場、テニスコート	10月～3月		午前9時から午後5時まで
		4月・9月		午前9時から午後6時まで
		5月～8月		午前9時から午後7時まで
	テニスコート兼フットサルコート	午前9時から午後8時まで		
駐車場	ピロティ駐車場、屋外駐車場	終日	—	

堺市公告第170号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条例第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 臨時休館日（休館対象施設）

- (1) 令和2年5月3日（日）（全館）
- (2) 令和2年10月1日（木）（舳松人権歴史館（人権資料・図書室を含む。））
- (3) 令和3年3月31日（水）（全館）

2 休館の理由

上記1(1)の日については、全館停電を伴う電気設備の法定点検のため

上記1(2)の日については、展示資料・図書資料の整理のため

上記1(3)の日については、展示資料・図書資料の整理及び施設安全点検・整備のため

堺市公告第171号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第23条第2項及び第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立東文化会館の利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条例第23条第3項（同条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 利用料金

(1) 基本料金

(単位 円)

種別		時間区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
メインホール	平日	18,850	25,130	25,130	43,980	50,260	69,110		
	平日(使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	5,650	7,530	7,530	13,180	15,060	20,710		
	土曜日、日曜日及び休日(以下「休日等」という。)	22,000	29,330	29,330	51,330	58,660	80,660		
	土・日・休日(使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	6,600	8,790	8,790	15,390	17,580	24,180		
フラットホール	平日	9,420	12,560	12,560	21,980	25,120	34,540		
	休日等	12,560	16,750	16,750	29,310	33,500	46,060		
ギャラリー	平日(全室)	12,520	16,720	16,720	29,240	33,440	45,960		
	休日等(全室)	15,040	20,080	20,080	35,120	40,160	55,200		
	平日(分割A)	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490		
	休日等(分割A)	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800		
	平日(分割B)	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490		
	休日等(分割B)	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800		
	平日(分割C)	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490		

	休日等（分割C）	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
	平日（分割D）	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490
	休日等（分割D）	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
	リハーサル室	5,020	6,700	6,700	11,720	13,400	18,420
	リハーサル室（楽屋使用）	2,510	3,350	3,350	5,860	6,700	9,210
講 座 室 等	楽屋3-1	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋3-2	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋3-3	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋3-4	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋3-5	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋3-6	620	830	830	1,450	1,660	2,280
	楽屋5-1	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	楽屋5-2	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	楽屋5-3	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	楽屋5-4	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	練習室1	1時間までごとに510					
	練習室2	1時間までごとに410					
	練習室3	1時間までごとに310					
	練習室4	1時間までごとに410					
	練習室5	1時間までごとに410					
	工芸室	4,180	5,330	5,330	9,510	10,660	14,840
	料理室	5,230	6,380	6,380	11,610	12,760	17,990
	和室	2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300
	講座室（1）	2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300
	講座室（2）	2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300
研修室	4,910	5,230	5,230	10,140	10,460	15,370	
研修室（分割使用）	2,610	3,130	3,130	5,740	6,260	8,870	

備考

- 原則として冷暖房費は上記基本料金に含むが、特殊な電気その他を使用するときは、

当該費用を徴収する場合がある。

- 2 利用者が講座室又は研修室の使用を希望する日時において、既に他の利用者による使用の申込みが受理されている場合、その他の施設を講座室又は研修室の利用料金で使用する事ができるものとする。

- (2) 公益財団法人堺市文化振興財団堺市立東文化会館管理運営規則第4条の2第1項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び同規則第8条第3項の規定によるメインホール等の使用時間の超過に係る利用料金

(単位 円)

種別		利用料金
メインホール	平日	6,280
	休日等	7,330
フラットホール	平日	3,140
	休日等	4,190
リハーサル室		1,680
楽屋3-1		160
楽屋3-2		160
楽屋3-3		160
楽屋3-4		160
楽屋3-5		160
楽屋3-6		220
楽屋5-1		180
楽屋5-2		180
楽屋5-3		180
楽屋5-4		160

備考 楽屋は、メインホール、フラットホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

- (3) 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他の団	基本料金にその5割を加	

体又は事業所にあつては、その所在地が本市の区域外に存するもの) が使用するとき	算 (10円未満切り捨て)	
利用者が入場料その他これに類するもの (講座等で利用者の生涯学習活動の促進に寄与すると認められるものを除く。) を徴収するとき又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	営利を目的とする個人・団体であるか否かを問わず、原則、直接的に左記条件に記載する行為を行う場合は、加算対象とする。 ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときであっても、実費相当額の場合は加算対象外とする。
ホールを練習や準備のために使用するとき	基本料金の7割を徴収 (10円未満切り捨て)	使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	(1) 基本料金の表に記載のとおり	練習に限る。
ギャラリーを準備のために使用するとき	基本料金の7割を徴収 (10円未満切り捨て)	
休日等を含み4日以上連続してギャラリーを使用するとき	平日の料金を徴収	

備考 1 使用区分ごとに予約した場合と、2 使用区分又は3 使用区分を通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し加算減算を行う場合は、総額に対し対象となる割合を乗じる。

(4) 附属設備使用料金

(単位 円)

器具名等		数量	使用料金	備考	
舞 台 設 備	メ イ ン ホ ー ル	音響反射板	1 式	5,230	人件費は別
		演台	1 台	510	
		司会者台	1 台	310	
		指揮者台	1 台	510	譜面台付
		所作台	1 式	5,230	化粧かまち付 人件費は別
		金びょうぶ(大)	1 双	2,080	
		銀びょうぶ	1 双	2,080	
		ピアノ(スタインウェイD-274)	1 台	10,470	調律料は別
		ピアノ(スタインウェイD-274) (使用しようとする日の2ヶ月前 の日以降における申込で舞台のみ の使用)	1 台	3,140	調律料は別
		地がすり(黒・グレー)	各1枚	1,030	人件費は別
	シャ幕(黒・白)	各1枚	1,030	人件費は別	
	バレエシート(黒・グレー)	1 本	200	人件費は別	
	フ ラ ッ ト ホ ー ル	演台	1 台	310	
		司会者台	1 台	200	
		練習用指揮者台	1 台	310	譜面台付
		金びょうぶ	1 双	1,560	
		ピアノ(ヤマハS6B)	1 台	3,130	調律料は別
		簡易ステージセット	1 式	2,080	
	ホ ー ル 共 通	譜面台	1 台	100	
		平台	1 台	200	人件費は別
国旗パネル		1 枚	200		
市旗パネル		1 枚	200		
ひもうせん(1間×2間)		1 枚	100		

		ひもうせん(1間×8間)	1枚	200	
		落語セット	1台	1,560	見台、膝隠し及び小拍子付
		上敷(3尺×4間/1間×2間)	1枚	100	
		上敷(3尺×8間)	1枚	310	
		ピアノ椅子(チェロ用)	1脚	100	
		コントラバス用椅子	1脚	100	
照明設備	メインホール	アッパーホリゾンライト	1列	1,250	
		ローアホリゾンライト	1列	1,250	
		ボーダーライト	1列	830	
		ピンスポットライト2kW	1台	2,080	
		Aセット(講演会・研修会用)	1式	5,230	セット設備内容は、付表1のとおり
		Bセット(式典・総会用)	1式	8,370	
		Cセット(音響板用)	1式	10,470	
		シーリングライト1.5kW	1組	2,610	
		フロントサイドライト1kW	1組	830	
	フラットホール	アッパーホリゾンライト	1列	510	
		ローアホリゾンライト	1列	510	
		Aセット(講演会・研修会用)	1式	3,130	セット設備内容は、付表2のとおり
		Bセット(式典・総会用)	1式	5,230	
		ピンスポットライト1kW	1台	1,030	
		パーライト	1台	510	
	ホール共通	スポットライト1kW	1台	310	
		スポットライト0.5kW	1台	200	
		エフェクトスポットライト	1台	510	
		エリプソイドイルスポットライト	1台	830	
		ディスクマシン	1台	510	
		スパイラルマシン	1台	510	

		マルチストロボ	1台	510	
		波マシン	1台	510	
		ミラーボール	1台	1,030	
		星球セット	1式	1,030	
		持込み器材電気使用料 1 k W	1時間につき	100	
音響設備	メインホール	マイク 3点吊り	1式	3,130	
	ホール共通	スピーカー	1台	1,030	
		ステージスピーカー	1台	2,080	
		有線マイク	1本	1,030	
		ワイヤレスマイク	1本	1,560	
		拡声装置	1式	4,180	
		カセットデッキ	1台	1,030	
		CDプレーヤー	1台	1,030	
		MDプレーヤー	1台	1,030	
		DVDプレーヤー	1台	1,030	
		サブミキサー	1台	3,130	
		マルチケーブル	1本	510	
		ダイレクトボックス	1台	510	
		持込み器材電気使用料 1 k W	1時間につき	100	
映写設備	メインホール	16ミリ映写機	1式	5,230	スクリーン付
		プロジェクター	1式	5,230	スクリーン付
		スクリーン	1式	1,560	
	フラットホール	プロジェクター	1式	3,130	スクリーン付
		スクリーン	1式	1,030	
	ホール共通	移動スクリーン (2 m × 2 m)	1台	510	

その他の設備	シャワー室	1室	510	
ギヤラリー	マイク・スピーカー付きポータブルデッキ	1台1日につき	310	
	ワゴンアンプ	1台	1,030	
	マイク	1本	310	
	スピーカー	1台	310	
	スポットライト	1台1日につき	50	
	展示ケースA	1台1日につき	1,030	
	展示ケースB	1台1日につき	1,030	
	展示ケースC	1台1日につき	1,030	
	展示用平台	1台1日につき	100	
リハーサル室	ピアノ（カワイRX-B）	1台	3,130	調律料は別
	マイク・スピーカー付きポータブルデッキ	1台1日につき	310	
	マイク	1本	310	
	スピーカー	1台	310	
	ワゴンアンプ	1台	1,030	
	譜面台	1台1日につき	50	組立式
	譜面台	1台	100	
練習	ピアノ（ヤマハA1L）	1台1日につき	310	調律料は別 練習室1に限る。

室	パワードミキサー	1台1日 につき	310	
	マイク	1本1日 につき	310	
	スピーカー	1台1日 につき	310	
	ドラムセット（スティックは除く。）	1式1日 につき	510	
	シンセサイザー	1台1日 につき	310	
	ギターアンプ	1台1日 につき	310	
	ベースアンプ	1台1日 につき	310	
	譜面台	1台1日 につき	50	組立式
	バンドセット	1式1日 につき	1,560	セット内容は付 表3のとおり
生涯 学習 施設	ビデオプロジェクター	1台1日 につき	2,080	
	音響システム	1台1日 につき	1,030	
	陶芸焼窯	1台1時 間につき	510	

備考

- 1 1区分あたりの料金は、午前・午後・夜間の各区分における使用ごとに1回として算定する。
- 2 メインホール、フラットホール、ギャラリー、リハーサル室等で人件費等を要する場合がある。
- 3 機器を持ち込み、施設の電気を使用するときは、当該機器の定格消費電力1キロワットにつき使用1時間までごとに100円を徴収する。
- 4 その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

- 5 スポットライト、展示ケースA・B・C、展示用平台の料金は4日分を上限とし、換算する。
- 6 施設附属設備は、当該施設の利用者が当該附属設備を使用しない場合、他の施設でも使用できるものとする。

付表1 メインホール照明設備 セット内容

器具名等		数量
Aセット (講演会・研修 会用)	シーリングスポットライト	1列
	フロントスポットライト	2組
	ボーダーライト	1列
	エリプソイダルスポットライト	2台
Bセット (式典・総会 用)	シーリングスポットライト	1列
	フロントスポットライト	4組
	ボーダーライト	3列
	エリプソイダルスポットライト	2台
Cセット (音響板用)	天井反射板ライト	1式
	シーリングスポットライト	3列
	フロントスポットライト	6組
	エリプソイダルスポットライト	2台

付表2 フラットホール照明設備 セット内容

器具名等		数量
Aセット (講演会・研修 会用)	パーライトハロゲン	5台
	平凸レンズスポットライト	2台
	フレネルレンズスポットライト	8台
Bセット (式典・総会用)	パーライトハロゲン	10台
	平凸レンズスポットライト	2台
	フレネルレンズスポットライト	8台

付表3 練習室バンドセット設備 セット内容

器具名等	数量

バンドセット	パワードミキサー	1台
	マイク	4台
	スピーカー	2台
	ドラムセット	1台
	シンセサイザー	1台
	ギターアンプ	2台
	ベースアンプ	1台

2 開館時間

午前9時から午後10時（生涯学習施設は毎週月曜日午後5時まで）

ただし、使用日当日に生じた特別の理由により使用者がホールの使用時間の延長（午後10時から午後11時までの間に限る。）を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該延長に係る使用許可の変更を承認することがある。

また、ホール利用時、その準備行為等のために開館時間前利用（午前8時から午前9時までの間に限る。）を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該開館前利用に係る使用許可を事前に承認することがある。

3 休館日

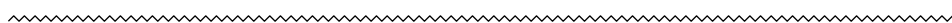
[文化ホール棟]

(1) 毎週水曜日（ただし、祝日は開館する。）

(2) 12月29日から翌年の1月4日まで

[生涯学習棟]

12月29日から翌年の1月4日まで



堺市公告第172号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第23条第2項及び第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立西文化会館の利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条例第23条第3項（同条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永藤英機

1 利用料金

(1) 基本料金

(単位 円)

種別		時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9時から12時まで	1時から5時まで	6時から10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
ホール	平日		15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780
	平日 (使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)		4,600	7,750	9,310	12,350	17,060	21,660
	休日等		18,220	31,210	37,600	49,430	68,810	87,030
	土・日・休日 (使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)		5,430	9,310	11,200	14,740	20,510	25,940
ギャラリー	平日		2,610	4,400	5,330	7,010	9,730	12,340
	休日等		3,130	5,330	6,380	8,460	11,710	14,840
レッスンルーム (リハーサル室)			3,970	6,380	7,630	10,350	14,010	17,980
特別活動室等	ミュージックスタジオ1	平日	1,350	2,080	2,610	3,430	4,690	6,040
		休日等	1,560	2,610	3,130	4,170	5,740	7,300
	ミュージックスタジオ2	平日	1,150	1,880	2,200	3,030	4,080	5,230
		休日等	1,350	2,200	2,710	3,550	4,910	6,260
	楽屋1		510	930	1,150	1,440	2,080	2,590
	楽屋2		510	930	1,150	1,440	2,080	2,590
	楽屋3		510	930	1,150	1,440	2,080	2,590
	楽屋4		510	930	1,150	1,440	2,080	2,590

楽屋5	510	930	1,150	1,440	2,080	2,590
楽屋A	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
楽屋B	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
講座室（アトリエ）	1,770	2,710	3,230	4,480	5,940	7,710
焼窯・作業室	510	830	930	1,340	1,760	2,270
会議室	930	1,560	1,980	2,490	3,540	4,470
創作室	5,750	9,530	11,410	15,280	20,940	26,690
セミナールーム	4,810	7,950	9,530	12,760	17,480	22,290
A Vルーム	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
クッキングルーム	3,130	5,330	6,380	8,460	11,710	14,840
ダイニングルーム	830	1,250	1,560	2,080	2,810	3,640
茶華道室	830	1,460	1,670	2,290	3,130	3,960
教養室	1,030	1,880	2,200	2,910	4,080	5,110

(2) 堺市立西文化会館管理運営規則第4条第1項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び同規則第9条第3項の規定によるホール等の使用時間の超過に係る利用料金

(単位 円)

種別		利用料金
ホール	平日	7,810
	休日等	9,400
ギャラリー	平日	1,330
	休日等	1,590
レッスンルーム（リハーサル室）		1,910
ミュージック・スタジオ1	平日	660
	休日等	780
ミュージック・スタジオ2	平日	550
	休日等	680
楽屋1		300
楽屋2		300
楽屋3		300
楽屋4		300
楽屋5		300

楽屋A	350
楽屋B	350

(3) 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

① 次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあつては、その所在地が堺市の区域外に存するもの）が使用するとき	基本料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	
利用者が入場料その他これに類するもの（実費相当額を除く）を徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	営利を目的とする個人・団体が使用する場合は、「その他営利を目的とする行為を行うとき」に該当し、加算する。
ホールを練習や準備のために使用するとき、又はギャラリーを準備（設営等）のために使用するとき	基本料金の7割を徴収 (10円未満切り捨て)	使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
レッスンルーム（リハーサル室）を楽屋等に使用するとき	基本料金の5割を徴収 (10円未満切り捨て)	

② 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

③ 1使用区分ごとに予約した場合と、2使用区分又は3使用区分を通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し、加算・減算を行う場合は総額に対し対象となる割合を乗じる。

④ (2)で定めるホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り、使用できるものとする。

(4) 附属設備使用料金

(単位 円)

種別	区分	器具名等	数量	使用 料金	備考
ホール	舞台設備	所作台	1式	6,280	人件費は別
		平台(変形平台を含む)	1坪	100	人件費は別
		箱足	1個	50	
		開き足	1脚	100	
		めくり台	1台	100	
		ひもうせん	1枚	200	
		山台用長座布団	1枚	200	
		高座用座布団	1枚	200	
		落語用見台セット	1式	1,560	
		上敷	1枚	200	
		シャ幕(黒)	1枚	2,080	人件費は別
		地がすり	1枚	2,080	人件費は別
		大黒幕	1枚	1,030	人件費は別
		リノリウム	1本	310	テープ及び人件費は別
		金びょうぶ	1双	2,080	人件費は別
		銀びょうぶ	1双	2,080	人件費は別
		松羽目・竹羽目	1式	4,180	
		演台	1台	620	
		司会者台	1台	310	
		花台	1台	100	
		花瓶	1つぼ	100	
		反響板	1式	5,230	人件費は別
		指揮者台	1台	510	譜面台付
		譜面台	1台	100	
譜面灯	1台	50			

	コントラバス用椅子	1脚	100	
	スクリーン	1台	1,560	
	移動用スクリーン	1台	1,030	
	スタンドスクリーン	1台	510	
	ピアノ（スタインウェイD274）	1台	12,560	調律料は別
	ピアノ（スタインウェイD274） （使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	1台	3,760	調律料は別
	ピアノ（ヤマハCFⅢS）	1台	8,370	調律料は別
	ピアノ（ヤマハCFⅢS） （使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	1台	2,500	調律料は別
照明設備	Aセット	1式	7,330	セット設備内容は、 付表のとおり
	Bセット	1式	14,660	
	Cセット（反響板用）	1式	13,610	
	シーリングスポットライト	1組	3,130	
	フロントスポットライト	1組	1,030	3台1組
	スポットライト500W	1台	310	
	スポットライト1kW	1台	510	
	フォロースポットライト	1台	1,030	ハロゲンスポットライト
	エフェクトスポットライト	1台	510	
	スパイラルマシン	1台	510	
	ディスクマシン	1台	510	
	先玉	1台	310	
	ストロボ	1台	1,030	
	ミラーボール	1台	3,130	

		ボーダーライト	1列	1,030	
		フットライト	1列	1,030	
		アッパーホリゾンライト	1列	1,560	
		ローアホリゾンライト	1列	1,560	
		センターピンスポットライト	1台	3,130	人件費は別
		照明ハイスタンド	1台	730	持込みの場合
		照明スタンド	1台	310	持込みの場合
音響設備		マイクロフォン	1本	1,030	
		ワイヤレスマイク	1チャンネル	2,080	
		三点吊マイク	1式	3,130	人件費は別
		ダイレクトボックス	1台	510	
		CDプレーヤー	1台	1,560	人件費は別
		レコードプレーヤー	1台	1,560	人件費は別
		カセットデッキ	1台	1,560	テープ及び人件費は別
		オープンデッキ	1台	3,130	テープ及び人件費は別
		DATデッキ	1台	1,560	テープ及び人件費は別
		拡声装置	1式	4,180	
		モニタースピーカー	1台	1,030	人件費は別
		可搬型ミキサー	1台	3,130	人件費は別
		マルチケーブル	1本	1,030	
映写設備		オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,030	スクリーン付 人件費は別
		スライド映写機	1台	3,130	スクリーン付 人件費は別
		液晶プロジェクター	1台	3,130	スクリーン付 人件費は別

	シャワー室	1室	1,030	
レッスンルーム (リハーサル室)	ピアノ (ヤマハC-7)	1台	2,080	調律料は別
	指揮台	1台	310	譜面台付
	コントラバス用椅子	1脚	100	
	拡声装置	1式	1,030	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,030	
	CDプレーヤー	1台	510	CDは別
	マイクロフォン	1本	510	
	カセットデッキ	1台	510	テープは別
	ビデオデッキ	1台	1,030	カラーモニター付
囲碁セット		1式	100	
囲碁指導盤		1式	100	
将棋セット		1式	100	
将棋指導盤		1式	100	
対局時計		1個	100	
茶道用具	炉釜	1個	510	茶華道室
	風炉釜	1個	510	茶華道室
	風炉用銀瓶	1個	510	茶華道室
	置つくばい	1個	310	茶華道室
	棚	1個	310	茶華道室
	水指	1個	200	茶華道室
	水次やかん	1個	200	茶華道室
	毛せん	1枚	200	茶華道室
	菓子器	1個	100	茶華道室
華道具		1個	100	
金屏風		1双	1,030	
仮設ステージ		1式	1,030	
ビデオプロジェクター		1台	2,080	

CDラジオカセットレコーダー		1台	510	CDは別
スライド映写機		1台	830	スクリーン付
オーバーヘッドプロジェクター		1台	510	スクリーン付
AV拡張システム		1組	1,030	
ピアノ（ヤマハC-5）		1台	1,560	調律料は別
陶芸用電動ろくろ		1台	310	創作室
七宝焼電気炉		1台	200	創作室
木工用具	ドリル	1個	200	創作室
	糸のこ盤	1台	200	創作室
	ジグソー	1台	200	創作室
	電気カンナ	1台	200	創作室
	丸のこ	1台	200	創作室
電子ピアノ		1台	830	ミュージックルーム
ピアノ（ヤマハUX-300）		1台	1,030	ミュージックルーム （調律料は別）
平釣太鼓		1柄	1,030	ミュージックルーム
附締太鼓		1柄	830	ミュージックルーム
シンセサイザー		1台	730	ミュージックルーム
ベースギターアンプ		1台	620	ミュージックルーム
ギターアンプ		1台	620	ミュージックルーム
ドラムセット		1時間 につき	310	ミュージックルーム
録音設備		1時間 につき	1,030	レコーディングルーム、AVルーム
陶芸用電気炉		1時間 につき	310	焼窯室

備考

- 1 本表の使用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとの料金とする。（1時間ごとに料金が設定されているものを除く。）
- 2 その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

- 3 施設附属設備は、当該施設の使用者が当該附属設備を使用しない場合は、他の施設の使用者でも使用できるものとする。

<付表>ホール照明設備 セット内容

種別\区分	器具名等	数量
Aセット	ボーダーライト	2列
	フロントスポットライト	2組
	シーリングスポットライト	1組
	フォロースポットライト	2台
Bセット	ボーダーライト	4列
	フロントスポットライト	4組
	シーリングスポットライト	2組
	フォロースポットライト	2台
Cセット	フロントスポットライト	4組
	シーリングスポットライト	3組
	フォロースポットライト	2台

2 開館時間

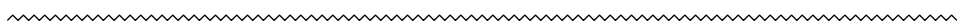
午前9時から午後10時まで

ただし、使用日当日に生じた特別の理由により使用者がホールの使用時間の延長（午後10時から午後11時までの間に限る。）を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該延長に係る使用許可の変更を承認することがある。

また、ホール利用時、その準備行為等のために開館時間前利用（午前8時から午前9時までの間に限る。）を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該開館前利用に係る使用許可を事前に承認することがある。

3 休館日

- (1) 毎週月曜日（祝日の場合は開館し、直後の平日に休館する。）
- (2) 12月29日から翌年の1月4日まで



堺市公告第173号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第23条第2項及び第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立梅文化会館の利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条例第23条第3項（同条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永藤英機

1 利用料金
(1) 基本料金

(単位 円)

種別\時間区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ホール	平日	12,980	22,100	25,970	35,080	48,070	61,050
	平日(使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	3,890	6,630	7,790	10,520	14,420	18,310
	土曜日、日曜日及び休日(以下「休日等」という。)	15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780
	土・日・休日(使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	4,680	7,790	9,360	12,470	17,150	21,830
集会室等	第1講座室	3,870	6,480	6,480	10,350	12,960	16,830
	第2講座室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第3講座室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第4講座室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第1会議室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第2会議室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	研修室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	視聴覚室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	音楽室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	料理室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	陶芸室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	和室1	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	和室2	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	楽屋(洋室)	310	510	620	820	1,130	1,440
楽屋(和室)	310	510	620	820	1,130	1,440	

備考 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

(2) 公益財団法人堺市文化振興財団堺市立梅文化会館管理運営規則第4条の2第1項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び同規則第8条第3項の規定によるホール等の使用時間の超過に係る利用料金

(単位 円)

種別	利用料金	
ホール	平日	6,480
	休日等	7,800
研修室	650	
視聴覚室	960	
音楽室	960	
楽屋(洋室)	160	
楽屋(和室)	160	

備考 ホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

- (3) 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定
次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあつては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	基本料金にその5割を加算（10円未満切り捨て）	
利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその5割を加算（10円未満切り捨て）	営利を目的とする個人・団体が使用する場合は、「その他営利を目的とする行為を行うとき」に該当し、加算する。
ホールを練習や準備のために使用するとき	基本料金の7割を徴収（10円未満切り捨て）	使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	(1) 基本料金の表に記載のとおり	練習に限る。

備考 1 使用区分ごとに予約した場合と、2 使用区分又は3 使用区分を通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し、加算減算を行う場合は総額に対対象となる割合を乗じる。

- (4) 附属設備使用料金

区分 種別	器具名等	数量	使用 料金	備考	
舞台 設備	反響板	1 式	3,130	人件費は別	
	スクリーン	1 式	1,030		
	ピアノ	1 台	8,370	調律料は別	
	ピアノ (使用しようとする日の2ヶ月前の日以降における申込で舞台のみの使用)	1 台	2,510	調律料は別	
	指揮台	1 台	310	譜面台付き	
	所作台	1 式	5,230	人件費は別	
	平台	1 式	2,080		
	演台	1 台	510		
	譜面台	1 台	100		
	金びょうぶ	1 双	2,080		
	ひもうせん	1 式	510		
あかね	1 式	510			
照明 設備	A	シーリングスポットライト	7,330		
	セ	ボーダーライト		2 列	
	ッ	フロントスポットライト		2 組	
	ト	フォロースポットライト		2 台	
	B	シーリングスポットライト	2 組	12,560	
	セ	ボーダーライト	4 列		
ッ	フロントスポットライト	4 組			

	ト	フォロースポットライト	2台		
		シーリングスポットライト	1組	2,500	
		フロントスポットライト	1組	1,030	
		クセノンピンスポットライト	1台	3,130	
		フォロースポットライト	1台	1,030	
		スポットライト 500W	1台	310	
		スポットライト 1kW	1台	510	
		フットライト	1列	620	
		ボーダーライト	1列	1,030	
		アッパー水平ライト	1列	1,250	
		ローア水平ライト	1列	1,250	
		効果器	1台	1,250	
音響設備		レコードプレーヤー	1台	1,030	レコードは別
		テープレコーダー	1台	2,080	テープは別
		カセットデッキ	1台	1,030	テープは別
		マイクロホン	1本	1,030	
		ワイヤレスマイク	1チャンネル	2,080	
		はねかえりスピーカー	1式	2,080	
		拡声装置	1式	4,180	
その他の設備		シャワー室	1室	510	

備考

- 1 本表の使用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算する。
- 2 その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

2 開館時間

午前9時から午後10時

ただし、使用日当日に生じた特別の理由により使用者がホールの使用時間の延長(午後10時から午後11時までの間に限る。)を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該延長に係る使用許可の変更を承認することがある。

また、ホール利用時、その準備行為等のために開館時間前利用(午前8時から午前9時までの間に限る。)を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該開館前利用に係る使用許可を事前に承認することがある。

3 休館日

- (1) 毎週月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月4日まで



堺市公告第174号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第23条第2項及び第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立美原文化会館の利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条例第23条第3項（同条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 利用料金

(1) 基本料金

(単位 円)

種別\時間区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	区分外
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	正午～1時間 午後5時～1時間
ホール (541席)	平日	18,850	25,130	25,130	43,980	50,260	69,110	6,280
	3割	5,650	7,530	7,530	13,180	15,060	20,710	1,880
	休日等	22,000	29,330	29,330	51,330	58,660	80,660	7,330
	3割	6,600	8,790	8,790	15,390	17,580	24,180	2,190
ホール (221席) 小規模利用	平日	9,420	12,560	12,560	21,980	25,120	34,540	3,140
	休日等	12,560	16,750	16,750	29,310	33,500	46,060	4,180
楽屋1		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋2		410	510	510	920	1,020	1,430	130
楽屋3		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋4		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋5		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋6		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
工芸室		3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490	1,040
乾燥作業室		1,030	1,350	1,350	2,380	2,700	3,730	330
和室		2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300	650
和室(楽屋利用)		1,040	1,300	1,300	2,340	2,600	3,640	320
料理室		3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490	1,040

種別\時間	午前9時から 午後10時まで 1時間当たり	楽屋利用 1時間当たり	午前9時から 午後10時まで
リハーサル室	1,030	510	13,390
音楽室1	830	410	10,790
音楽室2	620	310	8,060
講座室1		520	6,760
講座室2		410	5,330

視聴覚室	830	10,790
研修室 1	410	5,330
研修室 2	410	5,330
研修室 3	410	5,330
研修室 4	410	5,330
研修室 5	410	5,330
プレイルーム	事前予約要（無料）	
焼窯室	事前予約要・焼窯利用料金別途徴収	

備考

- 1 使用時間とは、会場の準備、リハーサル、観客等の入退場及び後始末に要する時間の合計をいう。
- 2 平日とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいい、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 区分外の利用は、準備、片付けに要する時間を示し、人件費を要する場合がある。
- 4 原則として冷暖房費は上記基本料金に含むが、特殊な電気、その他を使用するときは、当該費用を徴収する場合がある。
- 5 ホール及び小規模利用時の客席数は車イス席 5 席を含む。

(2) 公益財団法人堺市文化振興財団堺市立美原文化会館管理運営規則第 4 条の 2 第 1 項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び同規則第 8 条第 3 項の規定によるホール等の使用時間の超過に係る利用料金

(単位 円)

種別		利用料金
ホール	平日	6,280
	休日等	7,330
リハーサル室		1,030
音楽室 1		830
音楽室 2		620
楽屋 1		160
楽屋 2		130
楽屋 3		160
楽屋 4		160
楽屋 5		160
楽屋 6		160

備考 ホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

(3) 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあつては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	基本料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	
利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	営利を目的とする個人・団体であるか否かを問わず、原則、直接的に左記条件に記載する行為を行う場合は、加算対象とする。 ただし、ホール以外の使用については、入場料その他これに類するものを徴収するときであっても、実費相当額の場合は加算対象外とする。
ホールを練習や準備、片付けのために使用するとき	基本料金の7割を徴収 (10円未満切り捨て)	小規模利用及び使用しようとする日の2か月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
使用しようとする日の2か月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	基本料金の3割を徴収 (10円未満切り捨て)	練習に限る。
リハーサル室、音楽室、和室を楽屋等に使用するとき	当該使用区分、時間に係る基本料金の5割を徴収 (10円未満切り捨て)	ホールとの同時使用に限る。

備考 1 使用区分ごと又は1時間ごとに予約した場合と2使用区分若しくは3使用区分を通し、又は複数時間を連続予約した場合に加算減算の額が同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分又は連続予約の複数時間分に対し、加算減算を行う場合は、総額に対し対象となる割合を乗じる。

(4) 附属設備使用料金

(単位 円)

種別\区分	器具名等	数量	使用料金
ホール	舞台設備	音響反射板	1式 5,230
		演台	1台 510
		司会者台	1台 310
		花台	1台 100
		花瓶	1つぼ 100
		指揮者台 (指揮者用譜面台セット)	1式 510
		所作台 (化粧框を含む。)	1式 5,230
		金びょうぶ	1双 2,080
		銀びょうぶ	1双 2,080
		ピアノ (スタインウェイD-274)	1台 10,470
		地がすり (黒・グレー)	各1枚 1,030
		紗幕 (黒・白)	各1枚 1,030
		バレエシート (黒・グレー)	1本 200
		譜面台	1台 100
		平台	1枚 200
		国旗パネル	1枚 200
		市旗パネル	1枚 200
		ひもうせん 1間×2間	1枚 100
		ひもうせん 1間×8間	1枚 200
		落語セット (見台、膝隠し、小拍子付)	1台 1,560
		高座用座布団	1枚 200
		長座布団	1枚 200
		上敷 3尺×4間 1間×2間	1枚 100
		上敷 3尺×8間	1枚 310
		ピアノイス (チェロ用)	1脚 100
		コントラバス用イス	1脚 100
		プログラムスタンド	1台 100
		照明設備	アッパーホリゾントライト
	ローアホリゾントライト		1列 1,560
	ボーダーライト		1列 830
	ピンスポットライト 2kW		1台 2,080
	Aセット (講演会・研修会用)		1式 5,230
	Bセット (式典・総会用)		1式 10,470
	Cセット (音響板用)		1式 12,560

	シーリングライト 1.5 kW		1組	3,130
	フロントサイドライト 1 kW		1組	830
	スポットライト	1 kW	1台	510
		0.5 kW	1台	310
	エフェクトスポットライト		1台	510
	エリプソイダルスポットライト		1台	830
	ディスクマシン		1台	510
	スパイラルマシン		1台	510
	マルチストロボ		1台	510
	波マシン		1台	510
	ミラーボール		1球	1,030
	星球セット		1式	1,030
	譜面灯		1灯	100
	持ち込み器材電気使用量 1 kW	(1台1時間)	1 kW	100
音響設備	マイク 3点吊り		1式	3,130
	スピーカー	モニター	1台	1,030
	ステージスピーカー		1台	2,080
	マイク	有線マイク	1本	1,030
		ワイヤレスマイク	1本	1,560
	拡声装置		1式	4,180
	カセットデッキ		1台	1,030
	CDプレーヤー		1台	1,030
	MDプレーヤー		1台	1,030
	DVDプレーヤー		1台	1,030
	サブミキサー		1台	3,130
	マルチケーブル		1本	510
	ダイレクトボックス		1台	510
持ち込み器材電気使用量 1 kW	(1台1時間)	1 kW	100	
映写設備	プロジェクター (スクリーン含む。)		1式	5,230
	スクリーン		1式	1,560
	移動スクリーン		1台	510
その他の設備	シャワー室		1室	310
工芸室 料理室	音響ワゴン		1台	830
	マイク		1本	310

		電動工具		1式	830
		焼窯室 1台		1時間	310
和室 (一回当たり)		炉釜		1個	510
		風炉釜		1個	510
		腰黒水次		1個	310
		置つくばい		1個	310
		棚		1個	310
		水指		1個	200
		毛氈		1枚	200
		屏風		1双	510
		色絵茶碗		1口	50
		茶碗(萩・黒楽)		1口	50
		囲碁セット		1式	100
		将棋セット		1式	100
	リハーサル室		ピアノ(イス含む。)ヤマハS6B		1台
		マイク		1本	100
		スピーカー(4台あり)		1台	100
		音響ワゴン		1台	310
		テレビ・DVD/VHS		1式	100
		譜面台		1台	50
音楽室	1	ピアノ(イス含む。)カワイGM-12G	音楽室1に限る。	1台	310
		テレビ・DVD/VHS		1式	100
		音響ワゴン(スピーカー2台付)		1台	510
	2	ドラムセット	スティック別	1式	310
		シンセサイザー		1台	100
		パワードミキサー		1台	100
		ギターアンプ		1台	100
		ベースアンプ		1台	100
	両室	マイク		1本	100
		スピーカー		1台	100
譜面台		1台	50		
講座室	音響ワゴン		1台	180	
	マイク		1本	50	
	電動工具		1式	180	
視聴覚室	音響ワゴン		1台	510	

研修室	マイク	1本	100
	プロジェクター（スクリーン含む。）	1式	510

備考

- 1 1区分当たりの料金は、午前・午後・夜間の各区分における使用ごとに1回として算定する。
- 2 リハーサル室・音楽室・講座室・視聴覚室・研修室は1時間ごとで算定する。
- 3 ピアノの使用料金には調律料は含まない。
- 4 舞台・照明・音響等に関し、技術等必要な人材、器材等の要請に当たっては、別に実費を徴収する。
- 5 機器を持ち込み、施設の電気を使用するときは、当該機器の定格消費電力1キロワットにつき使用1時間までごとに100円を徴収する。
- 6 その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。
- 7 反響板・所作台・映写機以外でも、人件費を要する場合がある。

<付表>ホール照明設備 セット内容

種別\区分	器具名等	数量
Aセット	ボーダーライト	2列
	フロントスポットライト	2組
	シーリングスポットライト	1組
	フォロースポットライト	2台
Bセット	ボーダーライト	4列
	フロントスポットライト	4組
	シーリングスポットライト	2組
	フォロースポットライト	2台
Cセット	フロントスポットライト	4組
	シーリングスポットライト	3組
	フォロースポットライト	2台

2 開館時間

午前9時から午後10時まで

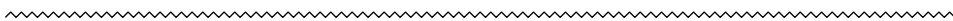
ただし、使用日当日に生じた特別の理由により使用者がホールの使用時間の延長（午後10時から午後11時までの間に限る。）を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該延長に係る使用許可の変更を承認することがある。

また、ホール利用時、その準備行為等のために開館時間前利用（午前8時から午前9時までの間に限る。）を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるとき

は、当該開館前利用に係る使用許可を事前に承認することがある。

3 休館日

- (1) 毎月第2・第4月曜日（ただし、祝日は開館する。）
- (2) 12月29日から翌年の1月4日まで



堺市公告第175号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 予防接種の種類、予防接種の対象者

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲
ヒブ	堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
B型肝炎	堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者
四種混合 (ジフテリア、破傷風、百日せき及びポリオ)	堺市内に居住する生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
ポリオ	堺市内に居住する生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
二種混合2期 (ジフテリア及び破傷風)	堺市内に居住する11歳以上13歳未満の者
BCG	堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者
麻しん・風しん1期	堺市内に居住する生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
麻しん・風しん2期	堺市内に居住する5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん5期	堺市内に居住する昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性。ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。

水痘	堺市内に居住する生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
日本脳炎1期	堺市内に居住する生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
日本脳炎2期	堺市内に居住する9歳以上13歳未満の者
子宮頸がん予防	堺市内に居住する12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

2 実施期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間で保健所長が指定する日

3 実施場所 保健所長が指定する場所

4 接種不適合者（接種を受けることが適当でない者）

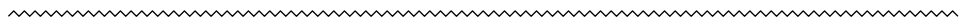
- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかに発熱している者（通常は体温が37.2℃以上（風しん5期の対象者にあっては体温が37.5℃以上）の者をいう。）
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある者
- (5) 麻しん・風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあっては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) 麻しん・風しん及び水痘に係る予防接種の対象者にあっては、接種前3か月以内にガンマグロブリンの投与（200mg/kg以上の大量投与の場合は6か月）を受けた者
- (9) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有す

る者

- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとしている接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者
- (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤（B型肝炎）を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
- (7) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者



堺市公告第176号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永藤英機

1 予防接種の種類

高齢者の肺炎球菌

2 予防接種の対象者

本市の区域内に住所を有し、かつ、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する者（過去に当該予防接種を受けたことのある者を除く。）

- (1) 昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生の者
- (2) 昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生の者
- (3) 昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生の者
- (4) 昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生の者
- (5) 昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生の者
- (6) 昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生の者

-
- (7) 大正14年4月2日生～大正15年4月1日生の者
 - (8) 大正9年4月2日生～大正10年4月1日生の者
 - (9) 接種日現在において60歳以上65歳未満の者のうち、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害を有し、その障害が1級程度の者
- 3 実施期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 4 実施場所 保健所長が指定する場所
 - 5 自己負担金 4,000円
 - 6 自己負担金免除対象者
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯に属する者
 - (2) 市民税非課税世帯に属する者
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する者
 - 7 接種不相当者（接種を受けることが適当でない者）
 - (1) 明らかに発熱している者（通常は、体温が37.0℃以上の者をいう。）
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
 - (3) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーショックを起こしたことがある者
 - (4) その他予防接種を受けることが不相当な状態にある者
 - 8 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある者又は近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者
-

~~~~~

堺市公告第177号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第7条第4項の規定により、同条第1項に規定する説明会を大規模小売店舗の新設をする者において開催することができないため、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第13条第2項第1号の規定により、以下のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永藤英機

**(仮称) 堺東駅南地区第一種市街地再開発事業施設建築物  
大規模小売店舗立地法に基づく説明会  
配布資料**

1. 届出の内容

|                      |                                                                  |                    |
|----------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 建物名称                 | (仮称) 堺東駅南地区第一種市街地再開発事業施設建築物                                      |                    |
| 所在地                  | 堺市堺区三国ヶ丘御幸通 154 番                                                |                    |
| 建物設置者                | 堺東駅南地区再開発株式会社 代表取締役 二上 始<br>堺市堺区中瓦町 2 丁 3-18 高砂屋ビル 4 階<br>他 44 者 |                    |
| 小売業者名                | 株式会社サンプラザ 代表取締役 山口 力<br>その他 未定                                   |                    |
| 開店予定日                | 令和3年(2021年)1月1日                                                  |                    |
| 店舗面積                 | 2,960m <sup>2</sup>                                              |                    |
| 駐車台数                 | 50台                                                              |                    |
| 駐輪台数                 | 227台                                                             |                    |
| 営業時間                 | (株) サンプラザ他                                                       | 7時00分～24時00分       |
|                      | その他一部                                                            | 0時00分～24時00分(24時間) |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 地下2階駐車場                                                          | 24時間               |
| 駐車場の出入口数             | 出入口1箇所                                                           |                    |
| 荷さばき施設利用可能時間帯        | 24時間                                                             |                    |
| 荷さばき施設面積             | 67m <sup>2</sup>                                                 |                    |
| 廃棄物保管施設容量            | 17.27m <sup>3</sup>                                              |                    |
| 併設施設の有無              | 有り                                                               |                    |

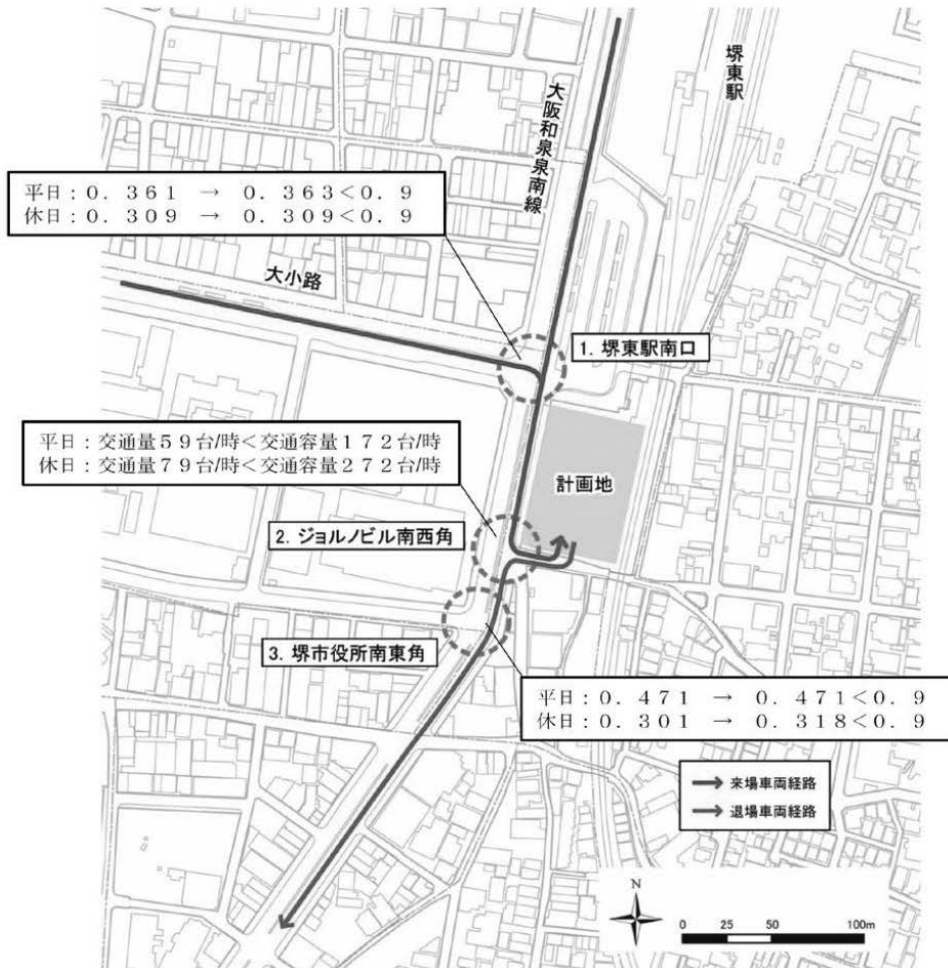
2. 主として販売する物品の種類

|           |            |
|-----------|------------|
| 小売業者      | 主として販売する物品 |
| 株式会社サンプラザ | 食品、生活雑貨等   |
| その他未定     | 未定         |

3. 交通予測の結果の結果

信号交差点（堺東駅南口、堺市役所南東角）における需要率は全て評価基準の0.9を下回り、現在の交差点処理方式により建替後も交通処理可能と評価できます。

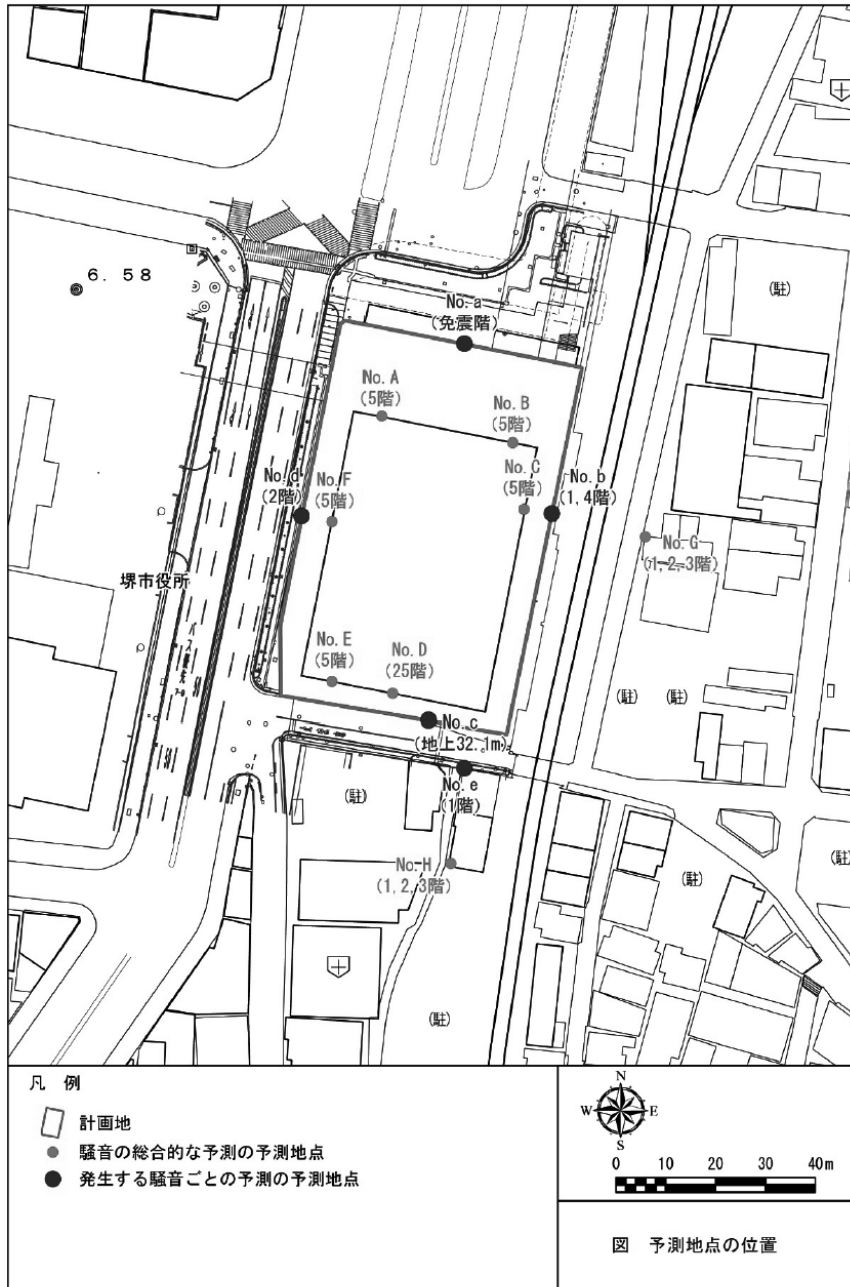
また、無信号交差点（ジョルノビル南西角）においても交通処理は可能と評価できます。



4. 騒音予測の結果

1) 予測位置

予測地点は、「騒音の総合的な予測・評価」では、対象店舗に近接立地する住居等を対象とし、「発生する騒音ごとの予測・評価」では、原則として住居等に対して最も大きい影響が想定される対象店舗敷地境界線上の地点を対象として設定しました。



2) 騒音の総合的な予測

対象店舗から発生する騒音は、昼間、夜間ともに全ての地点で環境基準を満足しています。

| 予測地点 |     | 用途地域             | 等価騒音レベル (dB) |    |       |    |
|------|-----|------------------|--------------|----|-------|----|
|      |     |                  | 予測結果         |    | 環境基準値 |    |
|      |     |                  | 昼間           | 夜間 | 昼間    | 夜間 |
| No.A | 5階  | 商業地域             | 44           | 44 | 60    | 50 |
| No.B | 5階  |                  | 39           | 37 |       |    |
| No.C | 5階  |                  | 45           | 39 |       |    |
| No.D | 25階 |                  | 52           | 49 |       |    |
| No.E | 5階  |                  | 35           | 27 |       |    |
| No.F | 5階  |                  | 38           | 25 |       |    |
| No.G | 1階  | 第二種中高層<br>住居専用地域 | 39           | 31 | 55    | 45 |
|      | 2階  |                  | 40           | 32 |       |    |
|      | 3階  |                  | 40           | 32 |       |    |
| No.H | 1階  | 近隣商業地域           | 51           | 37 | 60    | 50 |
|      | 2階  |                  | 51           | 37 |       |    |
|      | 3階  |                  | 51           | 37 |       |    |

3) 発生する騒音ごとの予測

対象店舗から発生する騒音の最大値は、全ての地点で規制基準値を下回ります。

| 予測地点※1 |             | 夜間騒音発生源の内容    | 用途地域   | 騒音レベルの<br>最大値 (dB) | 規制基準値 |
|--------|-------------|---------------|--------|--------------------|-------|
| No.a   | 免震階         | 空調室外機、排風機     | 商業地域   | 36                 | 55    |
| No.b   | 1階          | 空調室外機、排風機     |        | 36                 |       |
|        | 4階          |               |        | 46                 |       |
| No.c   | 地上<br>32.1m | 空調室外機、排風機     |        | 30                 |       |
| No.d   | 2階          | 空調室外機、排風機     |        | 28                 |       |
| No.e   | 1階          | 自動車走行 (来客車両)  | 近隣商業地域 | 47                 | 55    |
|        |             | 自動車走行 (搬出入車両) |        | 50                 |       |
|        |             | 荷捌き作業※2       |        | 52                 |       |

※1 1階高さと周辺住居等に対して最も影響が大きくなる高さを表記しています。

No.cは、屋上パラペットと、No.Hの3階を結んだ線と敷地境界との交点の高さです。

※2 荷捌き作業は、基本的に昼間の時間帯に行います。荷捌き施設の直近の敷地境界上では規制基準値を超過しますが、直近の住居位置であるNo.e地点では基準値を下回ります。

5. 指針に基づく配慮事項

1) 交通に関する配慮事項

(1) 駐車場内の歩行者等の安全確保のための方策等

- ・地下駐車場から店内に通じるエレベーター・階段を設置し、歩行者動線と車両動線を分離し、歩行者の安全性を確保する。
- ・歩行者が集中する店舗 EV ホール前には、横断歩道の標識を設け、歩行者の安全性を確保する。

(2) 交通への支障を回避するための方策等

| 交通への支障回避の方策  | 具体的な内容                                                                                                                                                                         |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通整理員の配置     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設開業時は、混乱しないよう、誘導員を配置する。</li> <li>・春、秋セール時等の特異日には、必要に応じて、誘導員を配置する。</li> <li>・当初想定していない状況となった場合は、誘導員の配置等についてビル管理会社が関係先と検討する。</li> </ul> |
| 駐車待ちスペースの確保  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入庫ゲートは敷地境界から約75mの位置に設置することで、駐車待ちスペースを確保し、スムーズな入出庫に努める。</li> </ul>                                                                      |
| 案内表示の設置(看板等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場出入口に案内看板を設置する。</li> <li>・府道大阪和泉泉南線側の外壁に満空表示を設置する。</li> </ul>                                                                        |

2) 騒音に関する配慮事項

(1) 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

| 項目          | 具体的な騒音対策の内容                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 荷さばき施設の配置等  | 敷地南側に配置する。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 荷さばき施設の騒音対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき施設は十分なスペースを確保し、荷さばき時間の短縮を図る。</li> <li>・段差のない舗装を行い、騒音防止に努める。</li> <li>・荷捌き作業は可能な限り昼間に行うものとする。やむを得ず夜間に行う場合は、細心の注意を払い、荷捌き作業を行うものとし、作業音を極力低減するよう作業員への周知を徹底する。また、荷下ろし場には、必要に応じてマット等を敷設することにより、作業発生音の低減を図る。</li> </ul> |
| 荷さばき作業の騒音対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員には、掲示によって、アイドリング・ストップを徹底する等、騒音防止意識の周知・徹底を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                           |

(2) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等

| 項目    | 設置の有無 | 騒音対策等                                 |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 冷却塔   | 無     | 低騒音型機器を導入するとともに、定期点検を行い異常騒音の発生防止に努める。 |
| 冷暖房設備 | 有     |                                       |
| 送風機   | 有     |                                       |

(3) 駐車場（自動二輪車用含む）の施設構造と騒音対策の概要

| 駐車場 No. | 施設面の騒音対策                    | 運用面の騒音対策                                   |
|---------|-----------------------------|--------------------------------------------|
| 駐車場     | 駐車場は地下2階に配置することにより、騒音防止を図る。 | ・駐車場内にアイドリング、クラクション、空ぶかし禁止の表示を行い、利用者に周知する。 |

(4) 駐輪場の施設構造と騒音対策の概要

| 駐輪場 No. | 施設面の騒音対策             | 運用面の騒音対策                                  |
|---------|----------------------|-------------------------------------------|
| 駐輪場     | 段差のない舗装を行い、騒音防止に努める。 | ・駐輪場は定期的に巡回し、整理することにより、転倒や出し入れ時の騒音防止に努める。 |

(5) 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

| 廃棄物回収場所の構造 | 回収時間帯  | 施設面の騒音対策             | 運用面の騒音対策                                                       |
|------------|--------|----------------------|----------------------------------------------------------------|
| 屋内         | 6時～21時 | 段差のない舗装を行い、騒音防止に努める。 | ・夜間帯（21時以降）における収集作業は行わない。<br>・作業員は、看板等の設置によって騒音防止意識の周知・徹底に努める。 |

(6) その他

- ・主な空調用室外機等にはサイレンサー及び防音ルーパー等を設置し、騒音の低減に務める。

3) 廃棄物等に関する配慮

(1) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

| 項目       | 取組内容等 |                                                                                                                                                                         | 周知方法                                          |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 資源物の回収促進 | 有     | ・食品トレイ、牛乳パック等は、店頭でリサイクルボックスを設けて回収し、随時リサイクル業者に引き渡す計画とする。                                                                                                                 | ・店頭で回収ボックスを設置する。<br>・店内でエコパックの利用を促すポスターを掲示する。 |
| 買物袋再利用促進 | 有     | ・エコパックの利用を促進する。                                                                                                                                                         |                                               |
| 簡易包装の推進  | 有     | ・お客さまにご協力いただき、簡易包装を推進する。                                                                                                                                                |                                               |
| その他の取組   |       | ・搬入時に発生する梱包材は、搬入業者が回収するようにし、資源リサイクルに努める。<br>・廃棄物は分別、整理して保管し、ダンボール、空き缶、空き瓶、ペットボトル等はリサイクル業者に引き渡す計画とする。<br>・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に則り、廃棄物の減量化及び資源化に努める。 | —                                             |



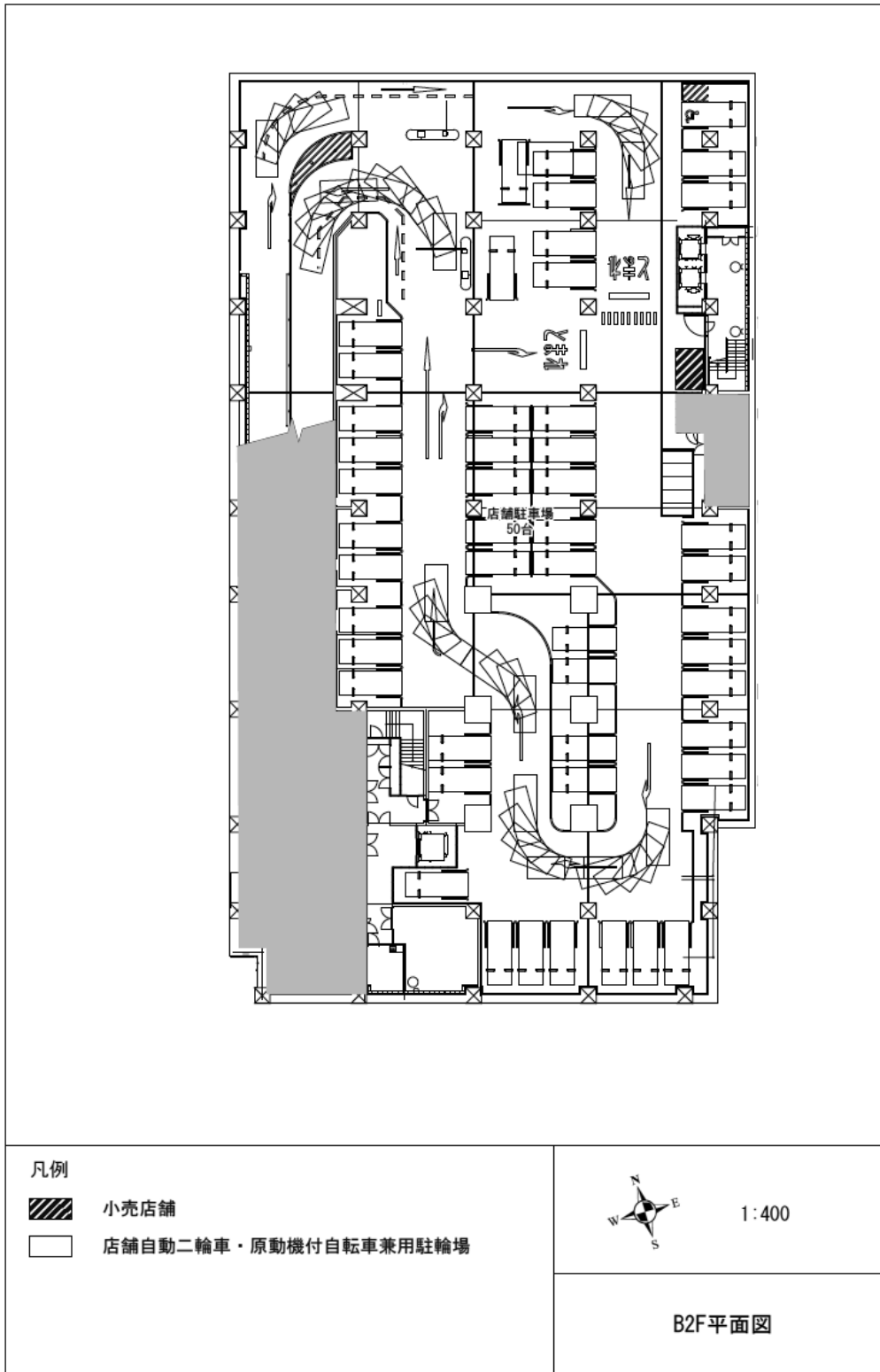
6. 意見書の提出先

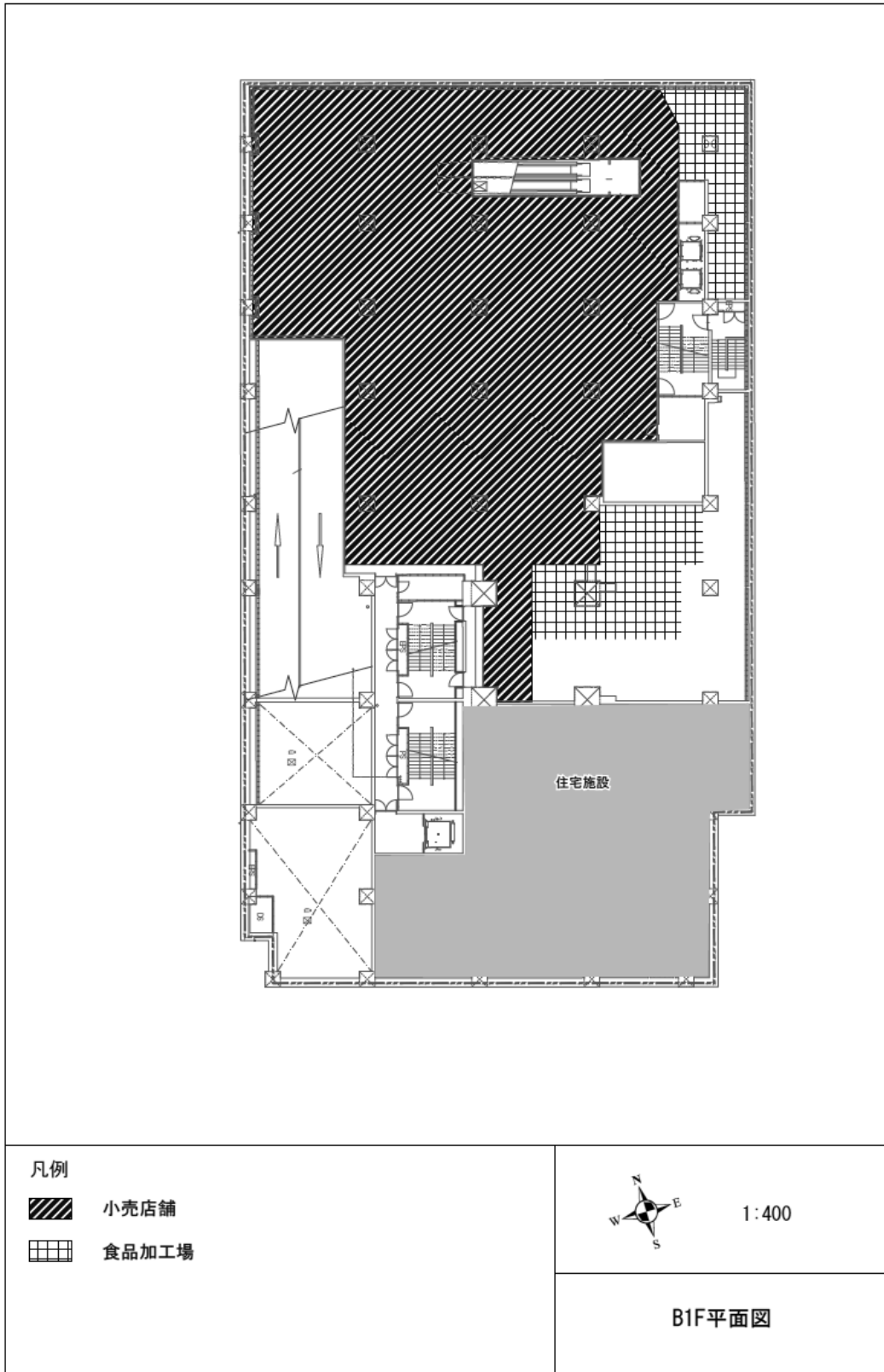
意見書の提出先は以下のとおりです。

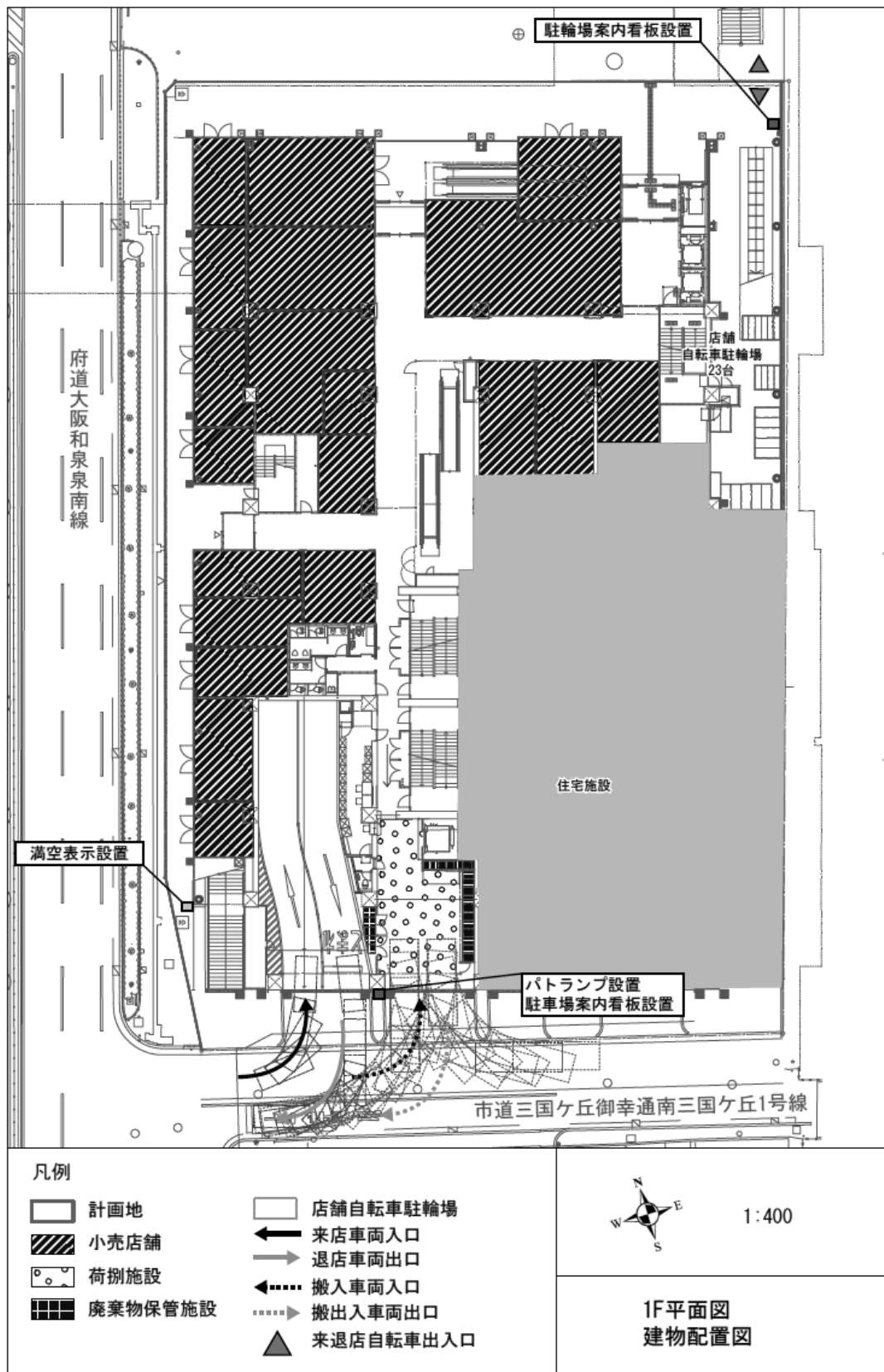
|                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| 〒590-0078<br>堺市堺区南瓦町3-1<br>堺市産業振興局商工労働部商業流通課（高層館7階） |
|-----------------------------------------------------|

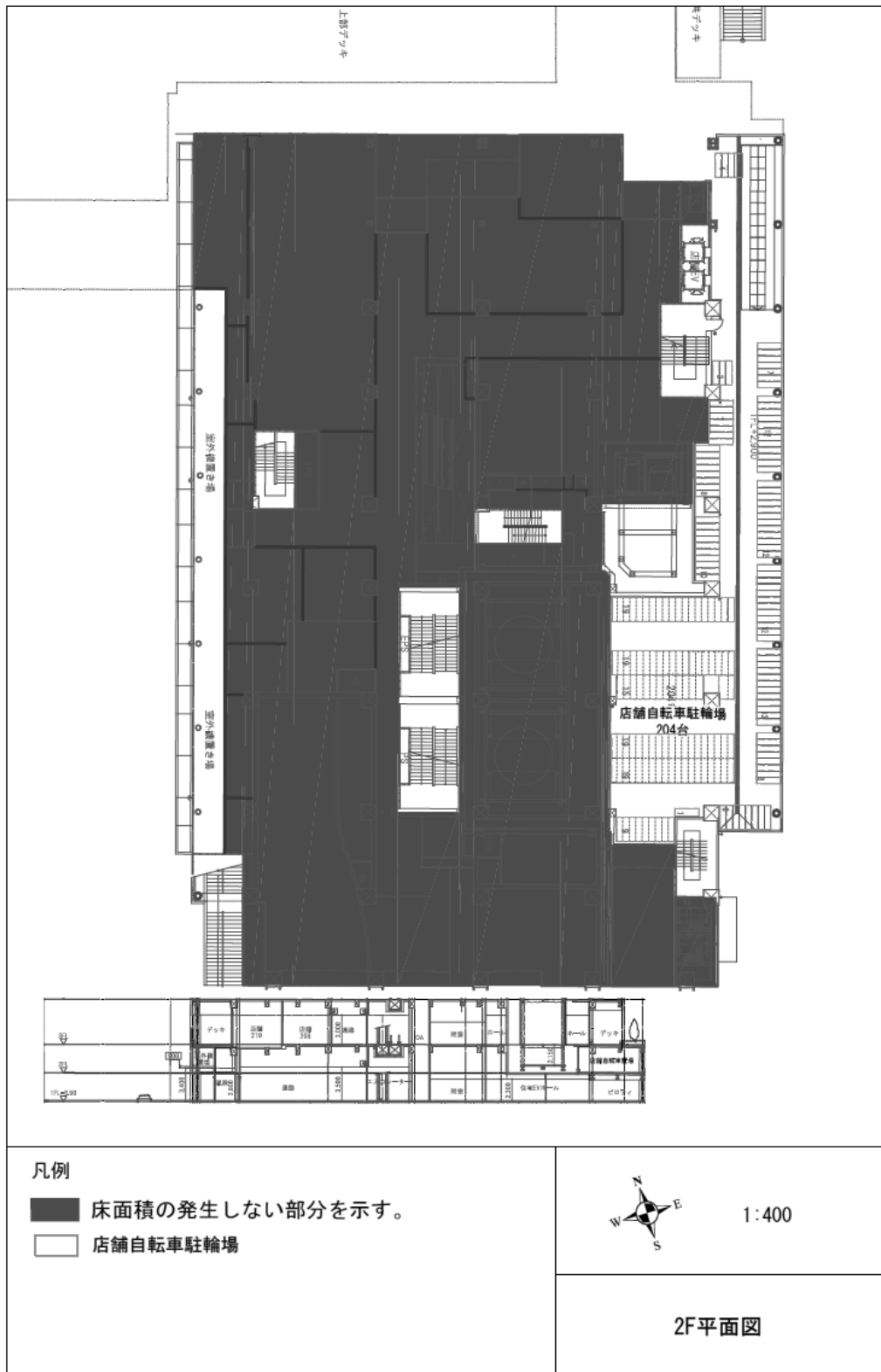
意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされてから4ヶ月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。

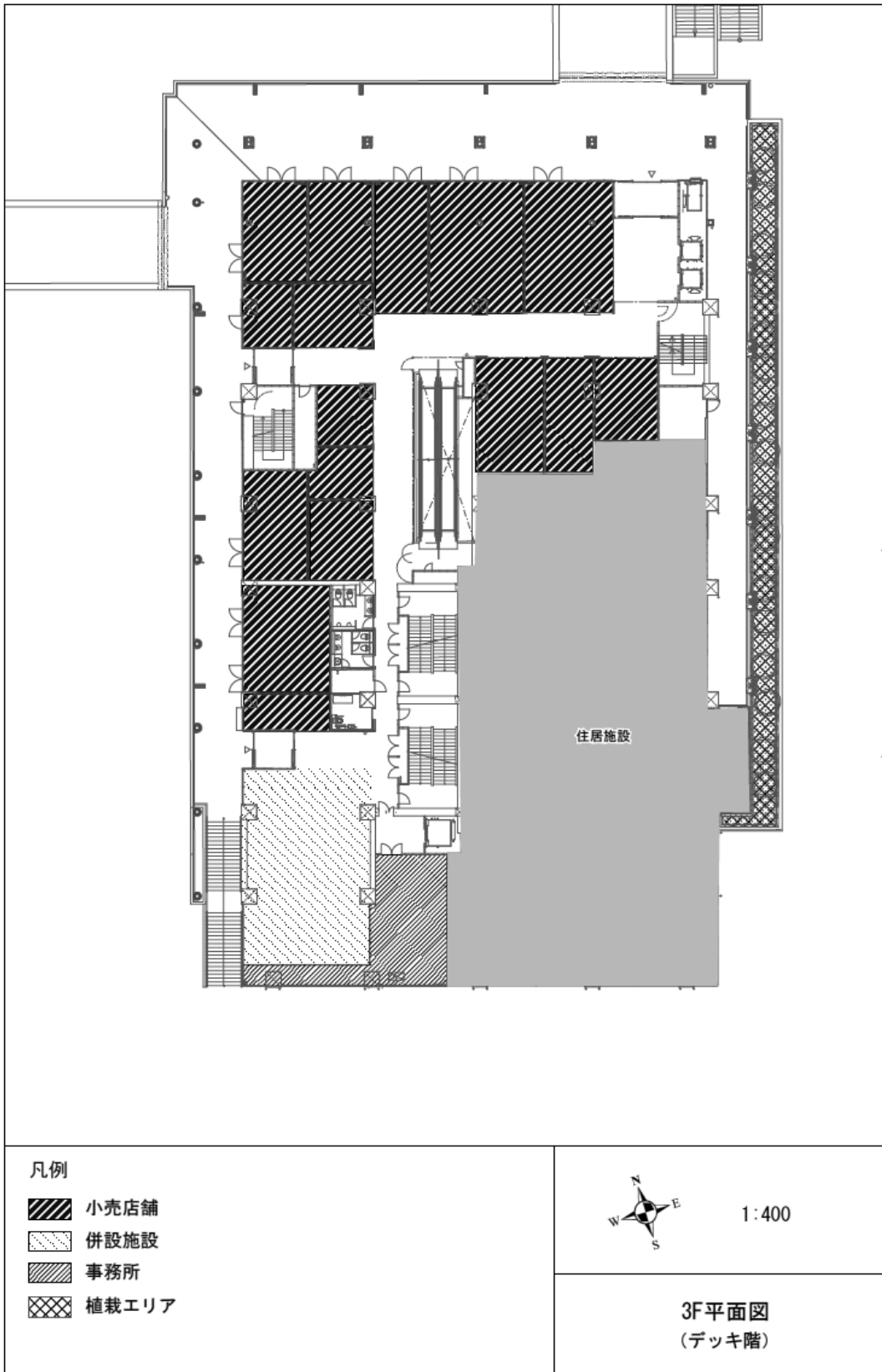
意見書の提出期限：令和2年6月8日

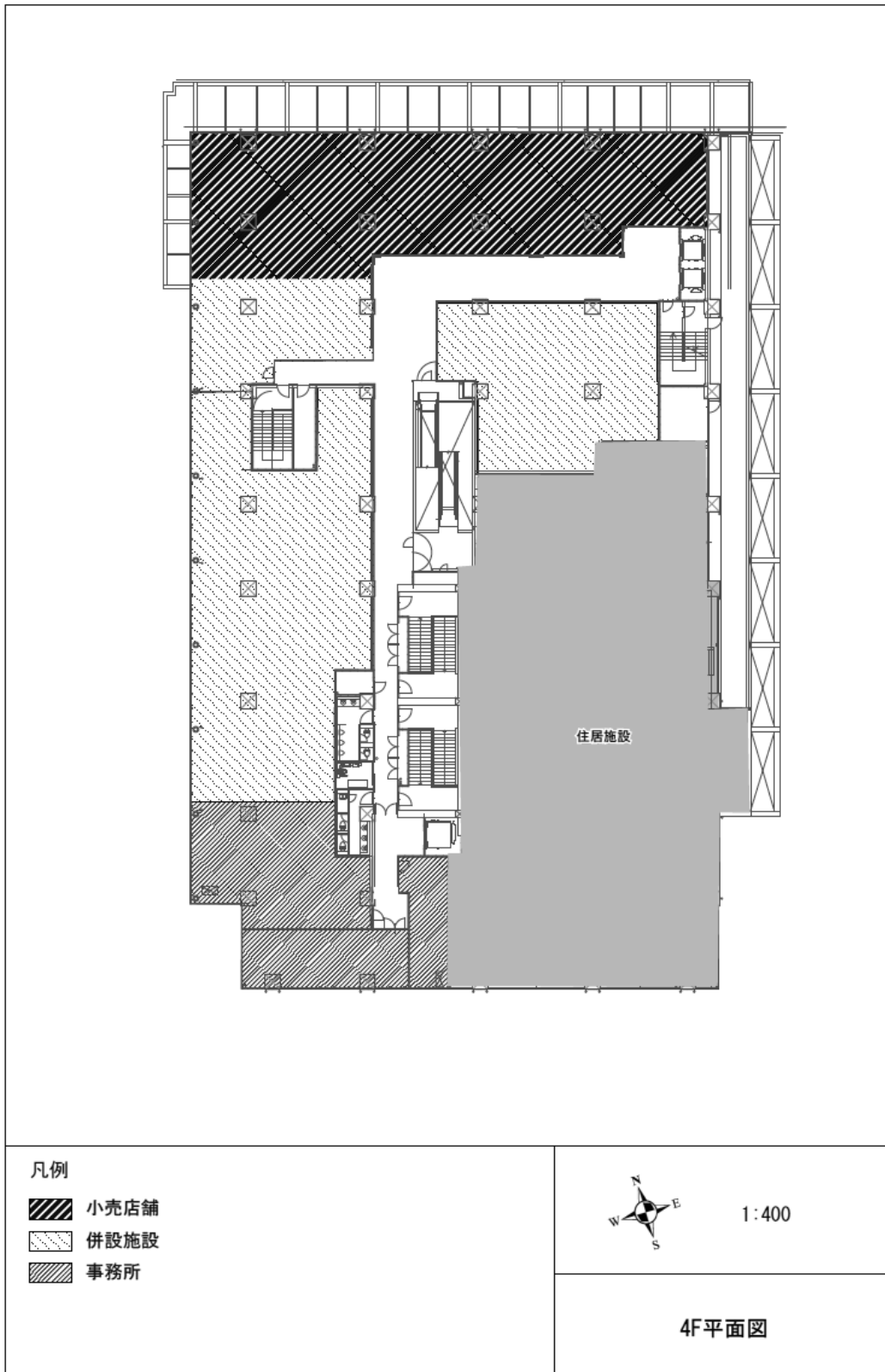












## 堺市公告第178号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パンジョ

堺市南区茶山台一丁3番1号

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社パンジョ

代表取締役 上山 英樹

堺市南区茶山台一丁2番1号

## 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社パンジョ

代表者 代表取締役 西尾 安弘

所在地 堺市南区茶山台一丁2番1号

(変更後) 名 称 株式会社パンジョ

代表者 代表取締役 上山 英樹

所在地 堺市南区茶山台一丁2番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ



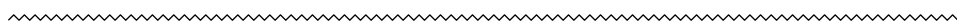
ては代表者の氏名

4 変更年月日

- (1) 令和元年7月1日
- (2) 令和2年2月3日

5 届出年月日

令和2年3月11日



堺市公告第179号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年3月27日

堺市長 永藤英機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パンジョ  
堺市南区茶山台一丁3番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社パンジョ  
代表取締役 上山 英樹  
堺市南区茶山台一丁2番1号

3 変更事項

(1) 駐車場の位置、駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

| 名 称   | 収容台数 | 出入口の数   |
|-------|------|---------|
| 第2駐車場 | 38台  | 出入口1    |
| 第3駐車場 | 661台 | 入口1 出口2 |
| 第4駐車場 | 458台 | 入口1 出口1 |
| 第5駐車場 | 62台  | 出入口1    |
| 第6駐車場 | 221台 | 出入口1    |

(変更後)

| 名 称   | 収容台数 | 出入口の数   |
|-------|------|---------|
| 第3駐車場 | 707台 | 入口1 出口2 |
| 第4駐車場 | 647台 | 入口1 出口1 |
| 第5駐車場 | 86台  | 出入口1    |

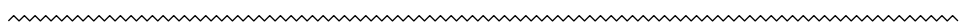
駐車場の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置については、縦覧による。

3 変更年月日

令和元年10月1日

4 届出年月日

令和2年3月11日



堺市公告第180号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」の開園時間、休園日及び利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開園時間及び利用時間

## (1) 通常営業

令和2年4月～10月、令和3年3月

## ア 平日

午前9時30分～午後5時30分

ただし、春休み期間（令和2年4月1日～5日、令和3年3月25日～3月31日）  
及び夏休み期間（令和2年7月22日～8月23日）の平日は除く。

## イ 土日祝日並びに春休み期間及び夏休み期間

午前9時30分～午後6時00分

ただし、下記の日においては、状況に応じて午後7時まで開園時間を延長する。

令和2年4月29日、5月2日～6日及び8月13日～16日

## (2) 冬期営業

## ア 令和2年11月

午前9時30分～午後5時00分

ただし、状況に応じて午後6時まで開園時間を延長する。

## イ 令和2年12月～令和3年2月

午前10時00分～午後5時00分

## 2 休園日

## (1) 令和3年1月1日

## (2) 令和2年6月～7月の毎週水曜日

ただし、令和2年7月22日及び7月29日を除く。

## (3) 令和2年12月～令和3年2月の毎週水曜日

ただし、令和2年12月30日及び令和3年1月6日を除く。

堺市公告第181号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 入園料

(1) 通常料金

| 区 分                     |                 | 単 位     | 金額 (円)  |     |
|-------------------------|-----------------|---------|---------|-----|
| 個 人                     | 大人 (中学生以上)      | 1 人 1 回 | 500     |     |
|                         | 小人 (4歳以上)       |         | 300     |     |
|                         | 高齢者 (65歳以上)     |         | 350     |     |
|                         | 中学生～大学生 (生徒・学生) |         | 350     |     |
| 団 体<br>(15名以上)          | 大人 (中学生以上)      |         | 350     |     |
|                         | 小人 (4歳以上)       |         | 250     |     |
|                         | ツアー団体 (立ち寄り)    |         | 150     |     |
| 学 生 団 体<br>(学校行事に限る。)   | 堺市内の場合          |         | 高校生・大学生 | 250 |
|                         |                 |         | 中学生     | 200 |
|                         |                 |         | 小学生     | 150 |
|                         |                 |         | 付添いの保護者 | 300 |
|                         | 堺市外の場合          |         | 高校生・大学生 | 300 |
|                         |                 | 中学生     | 250     |     |
|                         |                 | 小学生     | 200     |     |
|                         |                 | 付添いの保護者 | 350     |     |
| 障 害 者<br>(付添い1名につき同額料金) | 大人 (中学生以上)      | 250     |         |     |
|                         | 小人 (4歳以上)       | 150     |         |     |

|          |              |       |     |
|----------|--------------|-------|-----|
| 年間パスポート券 | 大人（中学生以上）    | 1人1年間 | 900 |
|          | 小人（4歳以上）     |       | 500 |
|          | シニア（50歳～64歳） |       | 800 |
|          | 高齢者（65歳以上）   |       | 700 |

※ 株式会社堺ファームが決めた優待券利用者は、個人入園料に限り最大30%減じた額とする。

(2) 夜間料金

| 区 分                       |                                           | 単 位  | 金額（円） |
|---------------------------|-------------------------------------------|------|-------|
| 個人<br>団体                  | 大人（中学生以上）<br>高齢者（65歳以上）<br>中学生～大学生（生徒・学生） | 1人1回 | 300   |
|                           | 小人（4歳以上）                                  |      | 200   |
| 障害者<br>（付添い1名につき<br>同額料金） | 大人（中学生以上）                                 |      | 150   |
|                           | 小人（4歳以上）                                  |      | 100   |

※ 上記金額は、午後5時以降の入園に適用する。

2 特産品加工工房施設使用料

| 施設名     | 午前           |               | 午後           | 夜間               | 全日               |
|---------|--------------|---------------|--------------|------------------|------------------|
|         | 6時から<br>8時まで | 9時から<br>12時まで | 1時から<br>5時まで | 午後6時から<br>午後9時まで | 午前6時から<br>午後9時まで |
| 特産品加工工房 | 500円         | 750円          | 1,000円       | 750円             | 3,000円           |

3 総合交流ターミナル施設使用料

| 施設名 | 午前            | 午後           | 夜間               | 全日               |
|-----|---------------|--------------|------------------|------------------|
|     | 9時から<br>12時まで | 1時から<br>5時まで | 午後6時から<br>午後9時まで | 午前9時から<br>午後9時まで |
| 交流室 | 600円          | 800円         | 600円             | 2,000円           |

|           |        |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 研 修 室     | 600円   | 800円   | 600円   | 2,000円 |
| 情 報 発 信 室 | 1,500円 | 2,000円 | 1,500円 | 5,000円 |

堺市公告第182号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室 令和2年度第1四半期の利用料金

|    |                      |        |       |
|----|----------------------|--------|-------|
| 1  | 簡単に作れるパン&バター教室       | 1,000円 | 通期    |
| 2  | メロンパン教室              | 1,100円 | 通期    |
| 3  | ソーセージ教室              | 1,400円 | 通期    |
| 4  | バター作り教室              | 500円   | 通期    |
| 5  | いちご大福教室              | 1,300円 | 4月度   |
| 6  | いちごラボ いちごどら焼き教室      | 1,600円 | 4月度   |
| 7  | いちごラボ いちごパフェ教室       | 1,800円 | 4・5月度 |
| 8  | シルバニアファミリーメロンパン教室    | 1,300円 | 4・5月度 |
| 9  | いちごアイス教室             | 900円   | 4・5月度 |
| 10 | お惣菜パン教室              | 1,300円 | 5月度   |
| 11 | いちごラボ ダッチベイビーパンケーキ教室 | 1,800円 | 5月度   |
| 12 | 冷やしうどん教室             | 1,300円 | 6月度   |
| 13 | あじさいメロンパン教室          | 1,300円 | 6月度   |

|    |              |        |     |
|----|--------------|--------|-----|
| 14 | メープルナッツアイス教室 | 900円   | 6月度 |
| 15 | 焼きカレーパン教室    | 1,300円 | 6月度 |

~~~~~

堺市公告第183号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永藤 英機

令和元年度 第12号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年3月6日

堺 市

1. 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	租況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方 法
堺市美原区小寺785番地	松川 敏弘	北区中村町	83-7	田	1,090	大阪府南河内郡河内町東山 774番地	飯山 淳子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年4月1日	令和5年3月31日	-	-
		北区中村町	83-8	田	958								
堺市美原区小寺788番地	松川 敏弘	北区中村町	173	田	1,345	東京都練馬区下石神井5丁目 5番3号	山内 一浩	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年4月1日	令和5年3月31日	-	-
		中区深井畑山町	60-1	畑	1,262								
大阪府高槻市東町朝代西 4丁目12番4号	沖田 大作	中区深井畑山町	60-2	田	925	堺市東区菅原町5丁目205番地	寺山 寛美	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和2年5月1日	令和7年4月30日	-	-
		西区太平寺	260	田	360								
堺市中区東山623番地1	榎本 雅彦	西区太平寺	261	田	591	堺市西区太平寺583番地	木寺 功 木寺 菜子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年4月1日	令和7年3月31日	-	-
		西区太平寺	639-1	田	1,229								
		中区辻之	2016	田	600								
堺市中区辻之827番地	久保 勝	中区辻之	2010	田	1,232	堺市中区辻之55番地	土山 英樹	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年6月1日	令和5年5月31日	-	-
		中区辻之	2011	田	1,841								
		中区辻之	2012	田	392								
堺市中区上師町2丁目11番20号	岡田 博司	中区辻之	2015	田	1,373	堺市中区深井中町1391番地	木下 ヨシエ	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和2年6月1日	令和5年5月31日	-	-
		東区北野田	655	田	1,044								
大阪府東住吉区今川7丁目 13番25号	小久保 善行	東区北野田	656	田	436のうち 410.99	堺市東区白旗西町3丁目6番37号	八田 昭男	使用貸借による 権利 (解除条件付)	畑として 利用	令和2年4月1日	令和5年3月31日	-	-
		北区野邊町	282-1	田	552								
堺市美原区阿弥60番地	松原 秀知	美原区阿弥	208	田	952	堺市堺区向陵西町1丁目6番2号	佐野 真一	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年4月1日	令和5年3月31日	-	-
		美原区大養	269-1	田	1,262								
堺市美原区日置庄原寺町475番地2	寺山 和美	美原区平尾	591	田	2,059	堺市美原区大養334番地	西岡 正次	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年4月1日	令和5年3月31日	-	-
		美原区平尾	592	田	1,143								
堺市美原区平尾2762番地1	阪口 良一	美原区平尾	592	田	1,143	堺市美原区平尾2801番地	清水 美徳	使用貸借による 権利	田として 利用	令和2年4月1日	令和5年3月31日	-	-

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権						
大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	南区鉢ヶ峯寺	2928	田	1,543	堺市南区鉢ヶ峯寺1211番地	田中 一壽	貸借権	田として 利用	令和2年4月1日	令和7年3月31日	25,976	毎年度指定 口座に振込
(転借人) 堺市南区鉢ヶ峯寺1486番地	田中 正剛					大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	貸借権	田として 利用	令和2年4月1日	令和7年3月31日	25,976	毎年度指定 口座に振込

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

農地中間管理事業

2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考
-	-	-	-

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
賦課金 水利費	地権者が負担する 転借人が負担する	-

3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原

状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

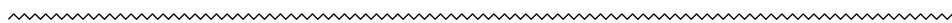
この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金 水利費	地権者が負担する 転借人が負担する	—



堺市公告第184号

堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）第51条の2第2項の規定に基づき、駐車場の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

駐車場の名称	駐車場利用料金（1台・1月）
	普通車区画
北清水住宅駐車場	7,000円

堺市公告第185号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和2年3月10日 第E-24号
- 2 対象区域 堺市南区新檜尾台3丁2-1及び202-72
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第186号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定による認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和2年3月10日 第E-27号
- 2 対象区域 堺市堺区協和町3丁128番7及び128番11並びに128番1の一部

堺市公告第187号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定による認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和2年3月10日 第E-28号
- 2 対象区域 堺市堺区協和町3丁128番7及び128番11並びに128番1の一部
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区深井北町754番1及び754番5から754番13まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町二丁10番2号

株式会社アート不動産販売

代表取締役 共田 忠

堺市公告第189号

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区黒土町9番1及び9番14から9番18まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県尼崎市武庫之荘一丁目20番13号

株式会社アイキホーム

代表取締役 福永 健志

~~~~~

堺市公告第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第63条第2項におい

て準用する法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画道路事業3・4・201-41号諏訪森神野線及び3・5・201-66号百舌鳥津久野線の事業計画変更の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

2 縦覧期間

令和2年3月27日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

堺市公告第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第63条第2項において準用する法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画道路事業3・2・201-9号大阪河内長野線の事業計画変更の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

2 縦覧期間

令和2年3月27日から事業施行期間の終了の日まで
(午前9時から午後5時30分まで)

堺市公告第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第63条第2項において準用する法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画道路事業3・4・201-54号新家日置荘線の事業計画変更の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

2 縦覧期間

令和2年3月27日から事業施行期間の終了の日まで
(午前9時から午後5時30分まで)

堺市公告第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画道路事業3・2・201-9号大阪河内長野線の事業計画の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）

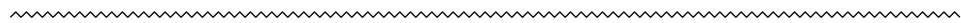
所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

2 縦覧期間

令和2年3月27日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）



堺市公告第194号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定に基づき、都市公園の区域を変更することを公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	原池公園	堺市中区平井420ほか

2 区 域

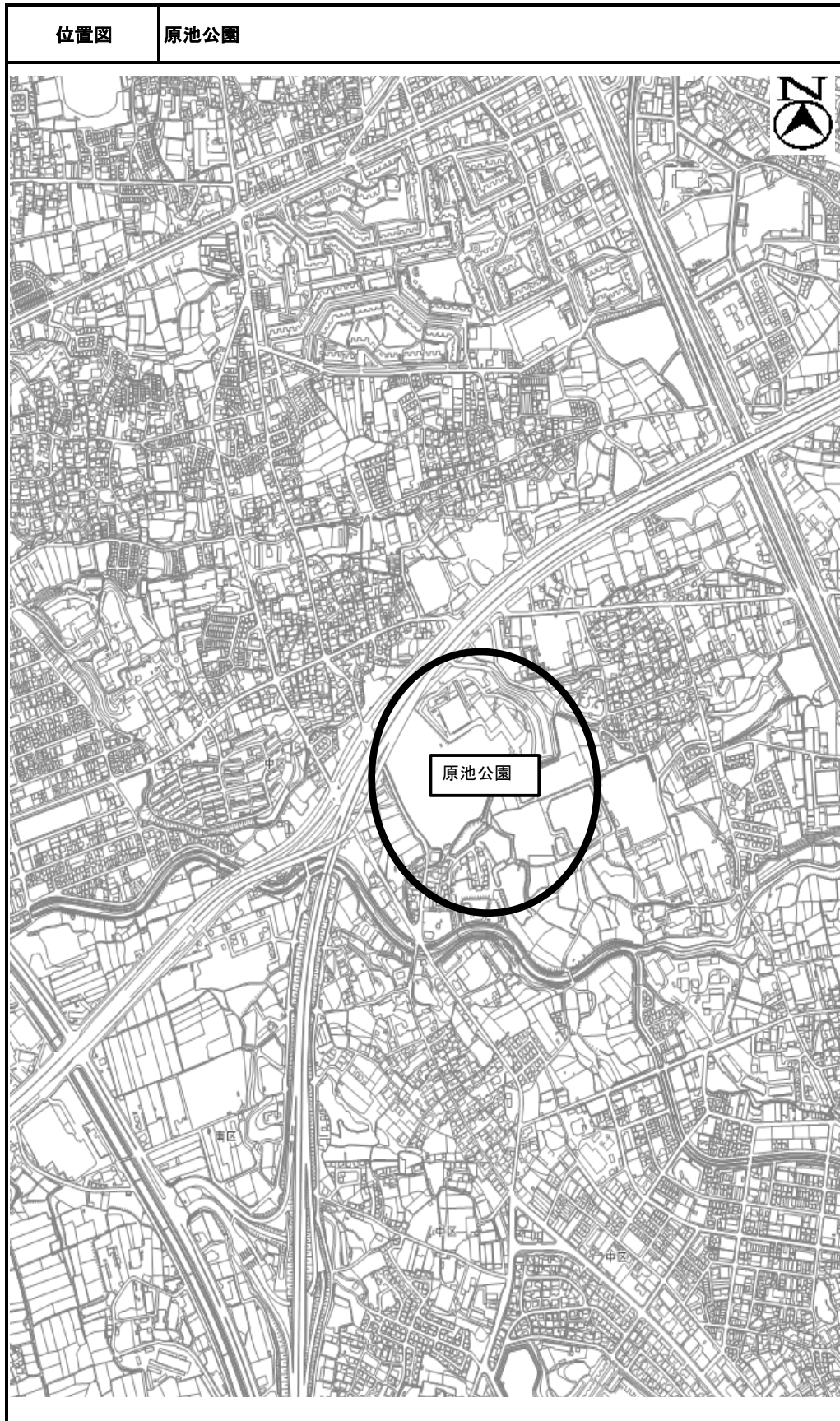
別紙のとおり

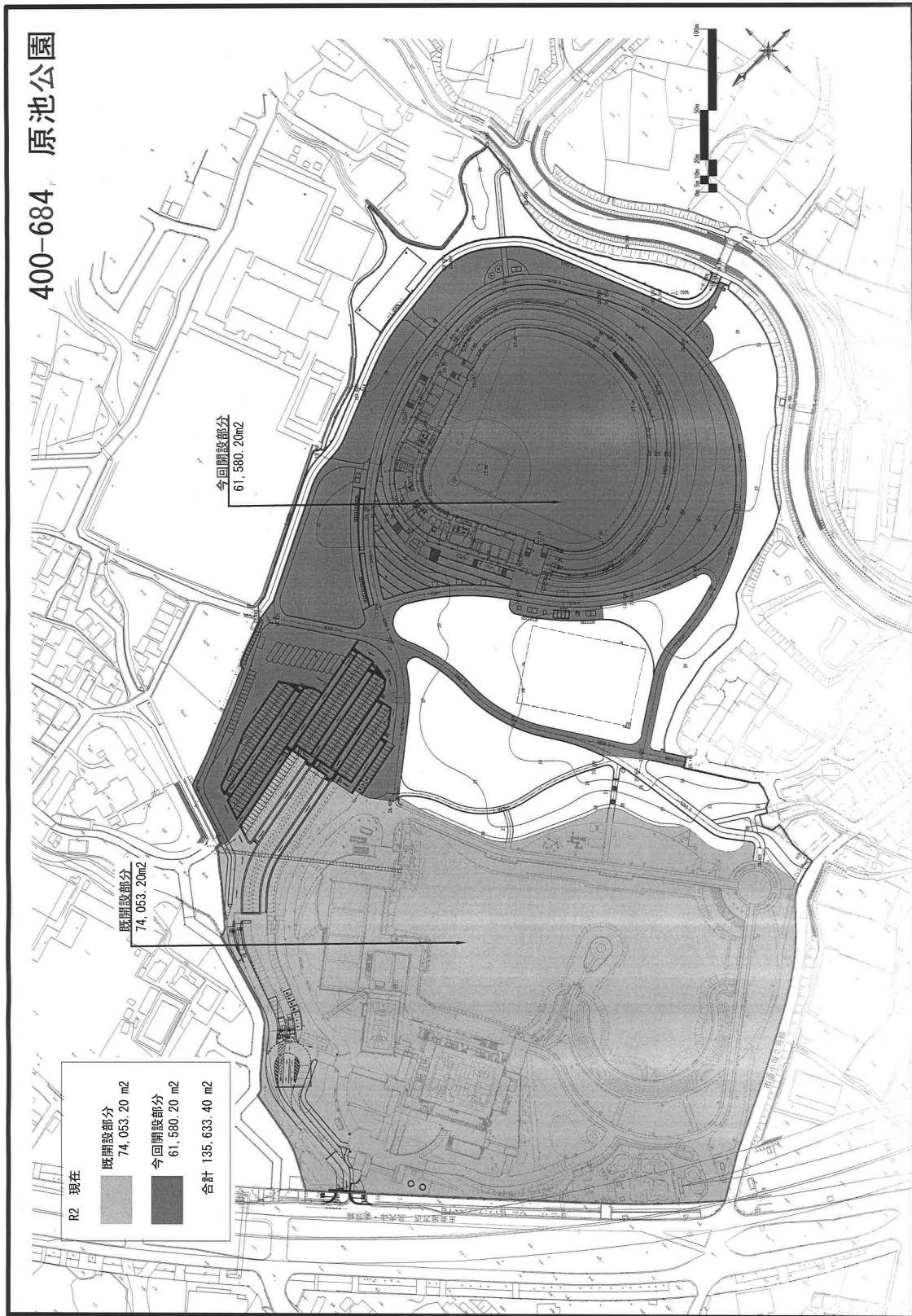
詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

令和2年3月27日

別紙





堺市公告第195号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
子どもサポートシステム、高等学校教務システム一式の賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市中区深井清水町1426番地
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階
教育委員会事務局学校教育部教育センター
- 3 落札者を決定した日
令和2年1月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 神代 顕彰
東京都港区芝浦1丁目2番3号
- 5 落札金額
¥4,774,000－（月額当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年11月25日

上下水道局管理規程

堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第3号

堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「会計係」を「経理係」に、「事業サービス課」を「事業サービス課 事業管理係」に、

「債権管理係 量水器係」を「債権管理係」に、「排水設備係」を「排水設備係 使用料係」に、

「再整備第一係 再整備第二係 再整備第三係 保全管理係 維持係 図面管理係」を「保全管理係 維持係 図面管理係」に、「下水道部」を「下水道管路部」に、
「再整備第一係 再整備第二係 再整備第三係」

「 開発調整係 西部下水道サービスセンター 管理係」

「開発調整係」を「 保全第一係 保全第二係 保全第三係 設備管理係」に、

「普及促進係」を「 普及促進係 下水道施設部」に、

「三宝水再生センター 維持第一係 維持第二係」

維持第三係
 「下水道水質管理課
 水質規制係」を
 水処理係
 水質規制係
 水質管理係
 縦川下水ポンプ場管理係
 古川下水ポンプ場管理係
 浜寺下水ポンプ場管理係」
 に改める。

第3条第2項中「特定の重要事項を処理させるため別表第1」を「別表に定めるところ」に改め、「担当部長及び」及び「ことができる」を削り、同条第4項中「主幹」の次に「担当係長」を加える。

第4条第1項中「担当部長」を削り、「係長」の次に「担当係長」を加え、同条第4項中「係長」の次に「又は担当係長」を加える。

第6条中「課長」の次に「その他これに相当する職にある者」を加える。

第7条上下水道局経営企画室の分掌事務を定める部分第5号中「制度」の次に「の企画及び調整」を加え、同部分中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同部分第12号中「企画及び計画」を「戦略、企画、調整、推進及び調査研究」に改め、同号を同部分第10号とし、同部分中第13号を第11号とし、第14号から第22号までを2号ずつ繰り上げ、同局サービス推進部事業サポート課情報管理係の分掌事務を定める部分第2号を次のように改める。

(2) 局内ネットワーク等の情報インフラの管理、運用及び活用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第7条上下水道局サービス推進部事業サポート課情報管理係の分掌事務を定める部分第3号中「ITの効率的運用及びセキュリティ管理」を「情報セキュリティ対策」に改め、同課会計係の分掌事務を定める部分中「会計係」を「経理係」に改め、同部分に次の2号を加える。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 企業債に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部事業サポート課財産活用係の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同部事業サービス課企画係の分掌事務を定める部分中「企画係」を「事業管理係」に改め、同部分第1号中「総括」を「管理」に改め、同部分第2号を次のように改める。

(2) 所管の電算システムの運用管理に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部事業サービス課事業管理係の分掌事務を定める部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 水道料金及び下水道使用料等の制度に関すること（他の所管に属するもの

を除く。)

第7条上下水道局サービス推進部事業サービス課事業管理係の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

企画係

- (1) お客さまサービス向上の企画及び推進に関すること（システム開発に係るものを含む。）。
- (2) 水道及び公共下水道の使用、計量、徴収等に係る業務の委託の企画に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部事業サービス課業務係の分掌事務を定める部分に次の3号を加える。

- (10) 水道メーターの総括管理に関すること（品質に関することを含む。）。
- (11) 水道メーターの維持管理及び検定満期の取替えに関すること。
- (12) 住居専用建物等に係る各戸検針及び徴収並びに各戸メーターの取替えの契約に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部事業サービス課債権管理係の分掌事務を定める部分第2号中「受益者負担金の」の次に「徴収、収納及び」を加え、同課量水器係の分掌事務を定める部分を削り、同部給排水設備課管理係の分掌事務を定める部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を1号ずつ繰り上げ、同課装置工事係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

- (6) 給水装置の管理指導に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部給排水設備課排水設備係の分掌事務を定める部分中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同部分の次に次のように加える。

使用料係

- (1) 排水設備の接続開始又は下水道使用料を水道料金と別に徴収する場合における公共下水道の使用開始の受付及び処理に関すること。
- (2) 下水道使用料に係る汚水排出量の認定、調定、収納、更正等に関すること。
- (3) 土木・建築工事に伴う排水の放流許可に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部給排水設備課水洗化促進係の分掌事務を定める部分第4号中「こと（）」の次に「徴収、収納及び」を加え、同局水道部の分掌事務を定める部分「水道部」

中 水道建設管理課 を (1) 部の危機管理に関すること。に
 (1) 部の危機管理に関すること。」 水道建設管理課 」

改め、同部水道建設管理課建設第一係・建設第二係・建設第三係の分掌事務を定める部分第3号中「伴う」の次に「基幹管路等の」を、「設計」の次に「及び施行」を加え、同部水道サービスセンター再整備第一係・再整備第二係・再整備第三係の分掌事務を定める部

分を削り、同課保全管理係の分掌事務を定める部分に次の2号を加える。

- (6) 基幹管路以外の水道管の整備に係る実施計画に関すること。
- (7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

第7条上下水道局水道部水道サービスセンター図面管理係の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

再整備第一係・再整備第二係・再整備第三係

- (1) 基幹管路以外の水道管及び給水管の整備改良工事に係る設計及び施行に関すること。
- (2) 公共工事及び民間の開発工事に伴う基幹管路以外の水道工事及び給水管の整備改良工事に係る設計及び施行に関すること。

第7条上下水道局水道部水運用管理課水運用係の分掌事務を定める部分第2号中「水道施設」の次に「施設係及び」を加え、同課施設係の分掌事務を定める部分第1号中「(設備係の所管に属するものを除く。)」を削り、「関すること」の次に「(設備係の所管に属するものを除く。)」を加え、同部分第2号中「(設備係の所管に属するものを除く。)」を削り、「関すること」の次に「(設備係の所管に属するものを除く。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 所管の水道施設の建築物、植栽等に係る維持管理に関すること。

第7条上下水道局下水道部の分掌事務を定める部分中

「下水道部

「下水道管路部

下水道事業調整課

を (1) 部の危機管理に関すること。に改め、

(1) 部の危機管理に関すること。」 下水道事業調整課 」

同部下水道事業調整課事業係の分掌事務を定める部分中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同部分第4号中「部の業務」を「下水道事業」に改め、同号を同部分第5号とし、同部分第3号中「関係公共団体」を「下水道事業に係る関係公共団体」に改め、同号を同部分第4号とし、同部分第2号中「国」を「下水道事業に係る国」に改め、同号を同部分第3号とし、同部分第1号中「部の」を「下水道事業に係る」に改め、同号を同部分第2号とし、同部分に第1号として次の1号を加える。

- (1) 下水道事業に係る総合調整に関すること。

第7条上下水道局下水道管路部下水道事業調整課調整係の分掌事務を定める部分第1号中「公共下水道等」を「下水道事業」に改め、同部分第4号中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同部下水道管路課管理係の分掌事務を定める部分中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同部分第2号中「部の所管」を「公共下水道」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 公共下水道に係る管理用地の占用料に関すること（占用許可の開始、変更及び廃止に関するものを除く。）。

第7条上下水道局下水道管路部下水道管路課管理係の分掌事務を定める部分に次の1号

を加える。

- (6) 私道共同排水設備の引取りに関する事（土地所有者等の調査に関する事を除く。）。

第7条上下水道局下水道管路部下水道管路課開発調整係の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

西部下水道サービスセンター

管理係

- (1) 公共下水道（水再生センター、下水ポンプ場等を除く。）の予防保全に係るサービス向上施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 課内の他の係の所管に属しない事。

保全第一係

- (1) 堺区及び西区の区域の公共下水道等（水再生センター、下水ポンプ場等を除く。）の修繕及び改良工事に関する事。
- (2) 堺区及び西区の区域の公共下水道等（水再生センター、下水ポンプ場等を除く。）の清掃及び調査に関する事。

保全第二係

- (1) 中区、南区、北区、東区及び美原区の区域の公共下水道等（水再生センター、下水ポンプ場等を除く。）の業務委託に係る監督調整に関する事。

保全第三係

- (1) 公共下水道等（水再生センター、下水ポンプ場等を除く。）の予防保全に向けた調査及び計画立案に関する事。
- (2) 公共下水道等（水再生センター、下水ポンプ場等を除く。）の管理区域内の管きよの修繕、改良工事及び改築更新工事の設計及び施行に関する事。

設備管理係

- (1) 公共下水道等（水再生センター、下水ポンプ場等を除く。）に関連する機械設備及び電気設備に関する事。

第7条上下水道局下水道管路部下水道建設課普及促進係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

- (4) 私道共同排水設備の引取りに係る土地所有者等の調査に関する事。

第7条上下水道局下水道管路部下水道施設課の分掌事務を定める部分及び同部下水道水質管理課の分掌事務を定める部分を削り、同局下水道管路部の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

下水道施設部

- (1) 部の危機管理に関する事。

下水道施設課

施設第一係

- (1) 水再生センター、下水ポンプ場等の設置及び改築に係る実施設計及び工事の監督管理に関すること（補助金等に関する連絡調整及び協定の締結を含む。）。
- (2) 水再生センター、下水ポンプ場等の設備のアセットマネジメントに関すること。
- (3) 部内の連絡調整に関すること。
- (4) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

施設第二係

- (1) 水再生センター、下水ポンプ場等の土木建築の設置及び改築に係る実施設計及び工事の監督管理に関すること（補助金等に関する連絡調整及び協定の締結を含む。）。
- (2) 水再生センター、下水ポンプ場等の土木建築のアセットマネジメントに関すること。
- (3) 公共下水道に係る管理用地（水再生センター、下水ポンプ場等に限る。）の利活用に伴う実施設計及び工事に関すること。

三宝水再生センター

維持第一係

- (1) 下水及びし尿の終末処理並びに雨水の排除に関すること（他の係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 再生水施設の維持管理に関すること。
- (3) 公共下水道に係る管理用地（水再生センター、下水ポンプ場等に限る。）の維持管理に関すること（下水道施設課、維持第二係及び維持第三係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

維持第二係

- (1) 下水ポンプ場、陵北樋門管理事務所、水再生センター及び下水ポンプ場の運転に係る幹線水位計の維持管理に関すること。
- (2) 下水ポンプ場の運転業務に係る委託に関すること。
- (3) 下水ポンプ場、陵北樋門管理事務所、水再生センター及び下水ポンプ場の運転に係る幹線水位計の管理用地の維持管理に関すること。

維持第三係

- (1) 泉北水再生センター及び石津水再生センターに係る業務の委託に関すること。
- (2) 泉北水再生センター及び石津水再生センターの維持管理に関すること（委託した業務を除く。）。
- (3) 泉北水再生センター及び石津水再生センターの管理用地の維持管理に関すること。

ること。

水質係

- (1) 水再生センターの水質検査及び水質管理に関すること。

水処理係

- (1) 下水処理施設及びし尿処理施設の運転及び管理に関すること。
- (2) 再生水施設の運転及び管理に関すること。

水質規制係

- (1) 事業場排水の水質監視及び規制に関すること。
- (2) 公共下水道の幹線の広域監視に関すること。
- (3) 除害施設の設置に係る指導に関すること。

水質管理係

- (1) 公共下水道施設に係る水質調査に関すること。
- (2) 事業場排水及び公共下水道施設の水質検査に関すること。
- (3) 水質行政の企画立案に関すること。

豎川下水ポンプ場管理係

- (1) 豎川下水ポンプ場の運転及び管理に関すること。

古川下水ポンプ場管理係

- (1) 古川下水ポンプ場の運転及び管理に関すること。

浜寺下水ポンプ場管理係

- (1) 浜寺下水ポンプ場、湊石津下水ポンプ場、戎橋下水ポンプ場及び出島下水ポンプ場の運転及び管理に関すること。

第8条から第12条までを削り、第13条を第8条とする。

別表を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

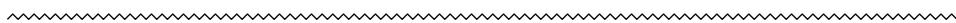
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市上下水道局事務分掌規程第7条及び第9条に規定する組織のうち、次表左欄に掲げる旧組織に属すべき組織の長、参事、課長補佐、主幹、係長、主査、副主査その他の職員として発令されている職員は、特に辞令を用いて発令する者を除き、辞令を用いずに前項に定める日付をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる新組織に属すべき組織の長、参事、課長補佐、主幹、係長、主査、副主査その他の職員として、この規程により発令されたものとみなす。

左欄（旧組織）	右欄（新組織）
---------	---------

下水道部	下水道事業調整課	下水道管路部	下水道事業調整課
下水道部	下水道管路課	下水道管路部	下水道管路課
下水道部	西部下水道サービスセンター	下水道管路部	西部下水道サービスセンター
下水道部	下水道建設課	下水道管路部	下水道建設課
下水道部	下水道施設課	下水道施設部	下水道施設課
下水道部	三宝水再生センター	下水道施設部	三宝水再生センター

別表（第3条関係）

担当課長を置く組織		名称	担当課長を統括する職	人数
経営企画室		経営企画担当課長	経営企画室長	1人
		事業マネジメント担当課長		1人
		危機管理・広報・ICT推進担当課長		1人
サービス推進部		工事検査担当課長	サービス推進部長	1人
	事業サポート課	法務監査・人事・労務担当課長		1人
		庁舎・情報管理担当課長		1人
	給排水設備課	排水設備調整担当課長		1人
水道部	水道建設管理課	建設整備担当課長	水道部長	1人
	水道サービスセンター	再整備担当課長		1人
下水道管路部	西部下水道サービスセンター	包括委託・設備管理担当課長	下水道管路部長	1人
下水道施設部	三宝水再生センター	ポンプ場・包括委託担当課長	下水道施設部長	1人
		下水道水質管理担当課長		1人



堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第4号

堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局公印規程（平成5年水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表営業事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 下水道事業受益者負担金に係る還付及び充当に関する通知文書

(9) 下水道事業受益者負担金に係る納付済証明書

別表専用公印の表給排水設備課事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄第12号中「、還付及び充当」を削り、同欄中第13号を削り、第14号を第13号とし、同表水運用管理課事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄第13号中「第187号」を「第186号」に、同欄第14号中「第26号」を「第25号」に改め、同表下水道部事務用堺市上下水道事業管理者印の項名称の欄中「下水道部事務用堺市上下水道事業管理者印」を「下水道管路事務用堺市上下水道事業管理者印」に改め、

同項ひな形の欄中

堺市上下
水道事業
管理者印
下水道部

を

堺市上下
水道事業
管理者印
下水道管路事務用

に改め、

同項使用区分の欄中「下水道部（下水道水質管理課を除く。）」を「下水道管路部」に改め、同表下水道水質管理課事務用堺市上下水道事業管理者印の項を次のように改める。

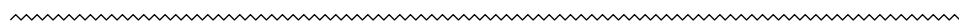
下水道施設事務用堺市上下水道事業管理者印	てん書 方20	<table border="1"> <tr><td>堺市上下</td></tr> <tr><td>水道事業</td></tr> <tr><td>管理者印</td></tr> <tr><td>下水道施設事務用</td></tr> </table>	堺市上下	水道事業	管理者印	下水道施設事務用	(1) 下水道施設部において処理する次に掲げる文書 ア 道路、河川、公有水面、法定外公共物、港湾施設、公有財産又は海岸保全区域の占有若しくは使用に関する申請書及び許可書	下水道施設課長 (1)
堺市上下								
水道事業								
管理者印								
下水道施設事務用								

			<p>イ 建設工事（建設工事に関連する委託業務を含む。）の申請書、届出書、協議書、指示書、報告書、認定書、承認書、依頼書、許可書、命令書及び通知文書</p> <p>ウ 法務局に対する登記簿等の閲覧又は登記事項証明書等の交付の請求に関する文書</p> <p>エ 監督員通知書</p> <p>オ 行政財産の目的外使用に関する許可書及び通知文書（各課長専決事項で処理できるものに限る。）</p> <p>カ 従事者証明書</p> <p>キ 委託証明書</p> <p>ク 下水道法に基づく身分証明書</p> <p>ケ 電気事業法、労働安全衛生法、消防法その他下水道施設の関係法令に基づく届出書及び報告書</p> <p>コ 通行禁止道路通行許可申請書</p> <p>サ 特定施設設置届等に係る受理書及び通知文書</p> <p>シ 工場排水の水質に係る証明書及び通知文書</p> <p>(2) 下水道施設部の所管に属する事務に係る照会及び回答に関する文書</p>	
--	--	--	--	--

様式第3号中「(注) 使用申請については、使用用紙」を「注意 電子公印を使用する帳票」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。



堺市上下水道局電子計算機管理運用規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第5号

堺市上下水道局電子計算機管理運用規程等の一部を改正する規程

(堺市上下水道局電子計算機管理運用規程の一部改正)

第1条 堺市上下水道局電子計算機管理運用規程(平成15年水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項及び第13条第4項中「事業サポート課長」を「庁舎・情報管理担当課長」に改める。

(堺市上下水道局法規主任設置規程の一部改正)

第2条 堺市上下水道局法規主任設置規程(平成16年上下水道局管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「事業サポート課長」を「法務監査・人事・労務担当課長」に改める。

(堺市上下水道局庁舎管理規程の一部改正)

第3条 堺市上下水道局庁舎管理規程(平成22年上下水道局管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表中「事業サポート課長」を「庁舎・情報管理担当課長」に改め、「(事業所の施設を含む。)」及び「又は事業所」を削る。

(堺市上下水道局安全衛生委員会規程の一部改正)

第4条 堺市上下水道局安全衛生委員会規程(昭和59年水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道部出先職場」を「下水道施設部職場」に改める。

別表中「下水道施設課」を削り、同表下水道部出先の項を次のように改める。

下水道施設部	下水道施設部 職場安全衛生 委員会	下水道施設課 三宝水再生センター	課長級の職にある者のうちから 管理者が指名する者	管理者が指定する所属
--------	-------------------------	---------------------	-----------------------------	------------

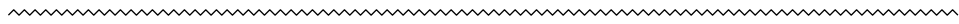
(等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務を定める規程の一部改正)

第5条 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務を定める規程(平成28年上下水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表5級の項及び6級の項を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。



堺市上下水道局統計取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第6号

堺市上下水道局統計取扱規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局統計取扱規程（昭和31年水道事業所管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

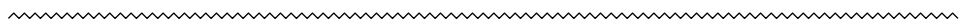
第3条第1項中「(以下「各主管課長」を「又は担当課長（以下「主管課長」に改める。

第4条第1項中「各主管課長」を「主管課長」に改める。

別表中「経営企画室」を「事業サポート課」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。



堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第7号

堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局会計規程（平成19年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第103条」を「第103条の3」に改める。

第5条第3項中「を企業出納員とみなし」を「に」に改める。

第6条の見出し中「の設置」を削り、同条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 事業サポート課
- (3) 事業サービス課

第6条に次の1項を加える。

- 4 現金取扱員1人が1日に取り扱うことができる現金の限度額は、10,000,000円とする。
ただし、管理者が業務上特に必要と認めるときは、この限りでない。

第12条中「出納員」を「事業サポート課長」に改める。

第22条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、現金取扱員が保管する現金のうち、出納員が特に定めるもの（以下「特定現金」という。）にあつては、別に定める方法によりこれを保管することができる。

第25条第2項中「あつては、」を「あつては」に、「事業サポート課長」を「出納員」に改め、同項ただし書中「サービス推進部長が」を削り、「よる」を「より照会する」に改める。

第30条の見出しを「(納入の通知等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

主管課長は、収入を調定したときは、次の各号に掲げる書類のいずれかにより、納入義務者に通知しなければならない。ただし、その性質上いずれの書類にもより難しい収入については、口頭、掲示その他の方法によって納入の通知をすることができる。

- (1) 納入通知書兼領収書（様式第12号）
- (2) 水道料金等未納通知書兼領収証書（様式第12号の2）
- (3) 水道料金等納入通知書兼領収書（様式第12号の3）
- (4) 市納金納入通知書兼領収書（様式第12号の4）
- (5) 加入金納入通知書兼領収書（様式第12号の5）
- (6) 水道料金等納入通知書（様式第12号の6）

第30条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金、企業債その他その性質上納入通知を必要としない収入を調定したときは、納付書・払込書兼領収書（様式第13号）を発行するものとする。

第43条中「経営企画担当課長」を「事業サポート課長」に改める。

第45条中「、支出伝票の送付を受けたときは、第12条に定める事項について審査し」を削る。

第96条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項及び第4項を削る。

第97条中「経営企画担当課長」を「事業サポート課長」に改める。

第103条の3の見出しを「(事故調査)」に改め、同条中「、速やかに事業サポート課長に報告し」を削る。

第106条、第107条及び第112条中「経営企画担当課長」を「事業サポート課長」に改める。

第113条中「経営企画室長」を「事業サポート課長」に改める。

第114条第2項及び第115条中「経営企画担当課長」を「事業サポート課長」に改める。

第116条第1項中「経営企画室長は、経営企画担当課長が精査した予算見積書等について」を「事業サポート課長は、予算見積書等を精査し」に改め、同条第2項中「経営企画担当課長」を「事業サポート課長」に改める。

第118条及び第120条から第122条までの規定中「経営企画担当課長」を「事業サポート課長」に改める。

第123条中「主管課長は」を「事業サポート課長は、予算の実施上」に、「経営企画担当課長の合議」を「決裁」に改める。

第124条、第125条、第127条から第129条までの規定及び第131条中「経営企画担当課長」を「事業サポート課長」に改める。

様式目次を削る。

別表出納員の項中「範囲内で」の次に「管理者名義の」を加え、同表分任出納員の項中「危機管理・広報担当課長」を「危機管理・広報・ICT推進担当課長」に、

「事業サービス課長 3」を「事業サービス課長 3 給排水設備課長 4」に、「料金及び環境整備資金貸付金」を「所管に属する諸収入金」に改め、

「

給排水設備課長 4	ア 所管に属する事務に係る金銭の収納その他の会計事務 イ 釣銭用の現金を現金取扱員に保管転換すること。 ウ 郵便局で収納した下水道事業受益者負担金を出納取扱金融機関の預金に組み替えること。
-----------	--

を

」

削る。

別表の次に次の様式目次を加える。

(次の様式目次 別記)

様式第11号中「長 様」を「堺市上下水道事業出納員 様」に改める。

様式第12号(甲)及び様式第12号(乙)を削る。

様式第13号(甲)から様式第13号(丙)までを次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第13号(丁)を削る。

様式第13号(戊)中「金融機関」を「収納場所」に、「堺市上下水道事業公金出納機関の」を「堺市上下水道事業管理者が有効と認める」に、「収納店」を「収納場所」に改め、同様式を様式第12号の4とする。

様式第13号(己)中「金融機関」を「収納場所」に、「堺市上下水道事業公金出納機関の」を「堺市上下水道事業管理者が有効と認める」に、「収納店」を「収納場所」に改め、同様式を様式第12号の5とする。

様式第13号(庚)及び様式第13号(辛)を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、改正前の堺市上下水道局会計規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、適宜修正の上、改正後の堺市上下水道局会計規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式目次

様式番号	関係条文			名称
	条	項	号	
1 (甲)	11		1	収入伝票
1 (乙)	11		1	収入伝票
2 (甲)	11		2	支出伝票
2 (乙)	11		2	支出伝票
3 (甲)	11		3	振替伝票
3 (乙)	11		3	振替伝票
3 (丙)	11		3	振替伝票
3 (丁)	11		3	振替伝票
3 (戊)	11		3	振替伝票
3 (己)	11		3	振替伝票
4	15	1	1	総勘定元帳内訳簿
5	15	1	2	固定資産台帳
6	15	1	3	企業債台帳
7 (甲)	25	2		水道料金等払込書
7 (乙)	25	2		水道料金等払込書
8	25	2		収納日報
9	25	2		釣銭用資金内訳表
10	25	2		手許現金出納簿
11	25	2		釣銭用資金現在額確認書
12	30	1	1	納入通知書兼領収書
12 の 2	30	1	2	水道料金等未納通知書兼領収証書
12 の 3	30	1	3	水道料金等納入通知書兼領収書
12 の 4	30	1	4	市納金納入通知書兼領収書
12 の 5	30	1	5	加入金納入通知書兼領収書
12 の 6	30	1	6	水道料金等納入通知書
13	30	2		納付書・払込書兼領収書
14 (甲)	31	1		領収印
14 (乙)	31	2		領収印
15	31	2		取扱者印

16	48	1		小切手振出済通知書
16の2	48	1		小切手原符
17	54	1		前渡資金整理簿
18(甲)	55	1	1	前渡資金精算書
18(乙)	55	1	2	前渡資金精算書
19(甲)	59			概算払精算書
19(乙)	59			概算払精算書
20	65	1		有価証券納入書
21	69		1	入庫伝票
22	69		2	出庫伝票
23	69		3	保管転換伝票
24	70	1		貯蔵品所要調書
25	74	1		入庫要求伝票
26	75	1		保管転換要求伝票
27	76	1		出庫要求伝票
28	77	2		貯蔵品使用月報
29	83	1		たな卸数量一覧表
30	85			備品取得報告書
31	88	1		消耗品受払簿
32	90の2			備品処分報告書
33	92			備品保管換報告書
34	100	1		固定資産取得報告書
35	103の2	1	1	固定資産処分報告書
36	103の2	1	2	固定資産保管換報告書
36の2	103の2	1	3	固定資産異動報告書
37	121			予算流用伺書
38	123			予備費充用伺書
39	126	1		合計残高試算表
40	126	1		資金予算表

様式第12号

堺市上下水道局

納入通知書兼領収証書

住所

納入者氏名

下記の金額を本市が指定する収納場所(裏面掲載)に納付してください。

年 月 日

公印

堺市上下水道事業管理者

堺市上下水道局

領収済通知書(控)

住所

納入者氏名

堺市上下水道局

領収済通知書

納入者氏名

ID	年度	会計	整理NO
	金額	C/D	

件名	金額	円
金額	(うち消費税及び地方消費税相当額)	円
通知番号		
納入期限		
担当課		
款		
項		
目		
節		
細節		

上記の金額を領収しました。

年度
事業会計

(納入者保管)

領収日付印

件名	金額	円
金額	(うち消費税及び地方消費税相当額)	円
通知番号		
納入期限		
担当課		
款		
項		
目		
節		
細節		

上記の金額を領収しました。

年度
事業会計

(収納場所保管)

領収日付印

件名	金額	円
金額	(うち消費税及び地方消費税相当額)	円
通知番号		
納入期限		
担当課		
款		
項		
目		
節		
細節		

上記の金額を領収しました。

年度
事業会計

(堺市上下水道局保管)

領収日付印

様式第12号の2

水道料金等 振替口座 振替口座加入者 堺市上下水道事業管理者

③ 領収済通知書

ID	請求番号	金額	C	ID	KCD

お客様番号

請求年月 区分

水道料金等 原符

③ 堺市上下水道事業管理者

水道料金等 未納通知書兼領収証書

③ 振替口座加入者 堺市上下水道事業管理者

ご使用場所

お客様番号

請求年月 区分

合計金額

日計

口数

金額

お客様番号

請求年月 区分

水道水量	下水道水量	戸数	口径
m ³	m ³		
水道料金	下水道使用料	合計金額	
円	円	円	円

(上記金額には、消費税相当額を含みます。)

水道水量	下水道水量	合計金額
m ³	m ³	円
水道料金	下水道使用料	合計金額
円	円	円

お支払金額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアではお支払いできません。

指定期限 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 印

取納代行会社

お預り

この用紙は直接電子計算機で処理しますので、汚したり、折りまげたりしないでください。
(コンビニ本部保存)

取りまとめ店

領収日付印

(上下水道局保存)

領収日付印

(取扱店保存)

領収日付印

上記の金額正に領収しました。
この領収証書は堺市上下水道事業管理者が有効と認める領収日付印の押印によって効力を生じます。
なお、金額を訂正したものは無効となります。
(お客様保存)

(収入印紙不要)
取納代行会社

取扱店→取りまとめ店(局)→上下水道局

様式第12号の3

水道料金等 領収済通知書

振替口座	加入者	堺市上下水道事業管理者
------	-----	-------------

ID	請求番号	金額	C	ID	KCD

お客様番号

請求年月	区分

水道料金等 原符

堺市上下水道事業管理者

水道料金等 納入通知書兼領収証書

振替口座	加入者	堺市上下水道事業管理者
------	-----	-------------

ご使用場所

お客様番号

請求年月	区分

合計金額	円

日計
口数
金額

お客様番号

請求年月	区分

水道水量	下水道水量	戸数	口径
m ³	m ³		
水道料金	下水道使用料	合計金額	円
円	円	円	円

(上記金額には、消費税相当額を含みます。)

ご使用期間

月	日

納付期限

年	月	日

上記の金額を納付期限までにお支払いください。

お支払金額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアではお支払いできません。

堺市上下水道事業管理者

取納代行会社	領収日付印
お願い この用紙は直接電子計算機で処理しますので、汚したり、折りまげたりしないでください。 (コンビニ本部保存)	取りまとめ店
	(上下水道局保存)

取扱店→取りまとめ店(局)→上下水道局

領収日付印
上記の金額正に領収しました。 この領収証書は堺市上下水道事業管理者が有効と認める領収日付印の押印によって効力を生じます。 なお、金額を訂正したものは無効となります。 (お客様保存)
(収入印紙不要) 取納代行会社

様式第12号の6

No. 水道料金等輸入通知書控												(堺水)		
お客様番号		用途	口徑	枝	S・Q									
区分	ブロック	町	丁目	画	家	枝	C							
③							スベ							
請求年	月	年	月	日	時	分	秒							
住所		堺市		様		m3								
氏名														
納付額		水道料金	千	百	十	円								
下道使用料														
合計														
C														
スベ														
ス														
納入日時		自	月	日	至	月	日							
m3														
受入日付		印		取扱者印		照合印								

No. 領収済通知書												(堺水)		
お客様番号		用途	口徑	枝	S・Q									
区分	ブロック	町	丁目	画	家	枝	C							
③							スベ							
請求年	月	年	月	日	時	分	秒							
住所		堺市		様		m3								
氏名														
納付額		水道料金	千	百	十	円								
下道使用料														
合計														
C														
スベ														
ス														
納入日時		自	月	日	至	月	日							
m3														
受入日付		印	帳簿	消費	上下水道局受入印									

No. 原符												(堺水)		
お客様番号		用途	口徑	枝	S・Q									
区分	ブロック	町	丁目	画	家	枝	C							
③							スベ							
請求年	月	年	月	日	時	分	秒							
住所		堺市		様		m3								
氏名														
納付額		水道料金	千	百	十	円								
下道使用料														
合計														
C														
スベ														
ス														
納入日時		自	月	日	至	月	日							
m3														
受入日付		印												

No. 水道料金等領収書												(堺水)		
お客様番号		用途	口徑	枝	S・Q									
区分	ブロック	町	丁目	画	家	枝	C							
③							スベ							
請求年	月	年	月	日	時	分	秒							
住所		堺市		様		m3								
氏名														
納付額		水道料金	千	百	十	円								
下道使用料														
合計														
C														
スベ														
ス														
納入日時		自	月	日	至	月	日							
m3														
受入日付		印		堺市上下水道事業管理者										

上記の金額正に領収しました。この領収証書は堺市上下水道事業管理者が有効と認める領収日付印の押印によって効力を生じます。なお、金額を訂正したものは無効となります。

様式第13号

堺市上下水道局

納付書・払込書兼領収証書

住所

納入者氏名

様

下記のとおり納付(払込み)します。

発行日	
件名	
金額	円
納付書番号	
納期限	
担当課	
款	
項	
目	
節	
細節	

上記の金額を領収しました。
た。

年度
事業会計

(納入者保管)

領収日付印

堺市上下水道局

領収済通知書(控)

住所

納入者氏名

様

発行日	
件名	
金額	円
納付書番号	
納期限	
担当課	
款	
項	
目	
節	
細節	

上記の金額を領収しました。
た。

年度
事業会計

(収納場所保管)

領収日付印

堺市上下水道局

領収済通知書

納入者氏名

ID		年度	会計	整理NO
		金額	C/D	

様

バーコード印字

発行日	
件名	
金額	円
納付書番号	
納期限	
担当課	
款	
項	
目	
節	
細節	

上記の金額を領収しました。
た。

年度
事業会計

(堺市上下水道局保管)

領収日付印

堺市上下水道局公有財産規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第8号

堺市上下水道局公有財産規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局公有財産規程（平成25年上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「市長又は教育委員会」を「局以外の他の部局」に改める。

第6条第1項中「（以下「事務事業」という。）」を削り、同条第2項中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示を受けて、事業サポート課長が指定する者」を「関係する課等の協議により決定した者」に改める。

第7条を次のように改める。

（普通財産の管理）

第7条 課長は、その所管に属する普通財産の取得、管理及び処分に係る事務を行う。

2 2以上の課等において使用する普通財産のうち統一的に管理する必要があるもの又は所管不明の普通財産は、関係する課等の協議により決定した者が管理する。

3 課長は、その所管に属する普通財産を処分しようとするときは、処分に係る入札等の公募の手続を事業サポート課長に依頼することができる。

第10条第1項第1号及び第2号中「取得しよう」を「取得し、又は処分しよう」に改め、同項第9号中「の課等」を削る。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第15条の見出しを「（財産の取得の際の取扱い）」に改め、同条中「、台帳への登載」を削る。

第23条第4項中「第2項及び第3項」を「前2項」に改める。

第37条中「、台帳への登載」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第9号

堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

堺市下水道条例施行規程（平成16年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（減量認定の届出）

第18条 使用者は、条例第22条第1項第4号の規定により申告をしようとするときは、あらかじめ、汚水排出量減量認定届出書（様式第10号）に公共下水道に排除されない水量（以下「減量水量」という。）を明らかにする書類その他管理者が必要と認める書類を添付して管理者に届け出なければならない。届出の内容に変更が生じたときも、また同様とする。

2 管理者は、前項の規定による届出があった場合は、届出に係る事実を確認し、その届出の内容が管理者が定める要件を満たしていると認めるときは、条例第22条第1項第4号の申告を行うことができる者として認定するものとする。

3 前項の規定により認定を受けた者は、管理者が定める期日までに減量水量を管理者に申告しなければならない。

4 第2項の規定による認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間とする。

5 前項の有効期間の満了後も継続して認定を受けようとする者は、当該期間が満了する日の30日前から当該期間が満了する日までの間に、汚水排出量減量認定届出書を管理者に提出し、更新の認定を受けなければならない。

様式第10号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の堺市下水道条例施行規程第18条の規定にかかわらず、前項に規定する日前に、申告に基づいて汚水排出量の認定を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

様式第10号（第18条関係）

汚水排出量減量認定届出書

年 月 日

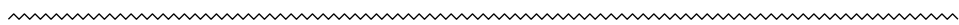
堺市上下水道事業管理者 殿

届出者 住所（所在地）
 （使用者）氏名（名称） ⑩
 （代表者職氏名）
 電 話 番 号
 （担当者）

減量水量の認定を受けたいので、堺市下水道条例施行規程第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

排除場所				
氏名 (事業場名)				
水道お客様番号				
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水	<input type="checkbox"/> 工業用水	<input type="checkbox"/> 地下水	<input type="checkbox"/> その他 ()
届出内容	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 更新	
届出理由	<input type="checkbox"/> 製品含有 () <input type="checkbox"/> 製品製造過程 () <input type="checkbox"/> ボイラー () <input type="checkbox"/> 冷却装置 () <input type="checkbox"/> その他 ()			

備考 減量水量を明らかにする資料を添付してください。



堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第10号

堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の一部を改正する規程

堺市指定排水設備工事業者等に関する規程（平成16年上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号を次のように改める。

(1) 指定業者の氏名又は名称

第10条第1項第2号中「事業者」を「指定業者」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「事業者」を「指定業者」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「又は役員（法人の場合）」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(4) 役員の氏名（法人の場合に限る。）

第10条第2項第1号中「第4号」を「第5号」に、「とき」を「とき。」に改め、同項第2号中「前項第5号」を「前項第6号」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第3項中「の変更事項届には」を「の規定による変更の届出は」に改め、同項第2号中「及び責任技術者登録証書」を削り、同項第5号中「事業者」を「指定業者」に改める。

第11条の2から第17条までを削る。

第18条を第12条とし、第19条を第13条とする。

様式第1号中「※役員の氏名は法人の場合のみ記入してください。」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 役員の氏名は法人の場合のみ記入してください。

様式第3号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第7号中「※役員の氏名は法人の場合のみ記入してください。」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 役員の氏名は法人の場合のみ記入してください。

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第12号から様式第17号までを削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

様式第3号(第2条関係)

下水道排水設備工事責任技術者名簿

営業所の名称	
--------	--

ふりがな 氏名	登録番号

備考 登録番号とは、大阪府下水道協会が発行する下水道排水設備工事責任技術者証に記載されている番号です。

様式第9号（第10条関係）

堺市指定排水設備工事業者変更事項届

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

届出者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

㊟

電話番号

(指定番号 第 号)

次のとおり変更がありましたので、堺市下水道条例第5条の6の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変更の種類	1 営業所の名称 2 営業所の所在地 3 指定業者の氏名又は名称 4 指定業者の住所 5 代表者の氏名 6 役員の氏名（法人の場合に限る。） 7 指定業者又は営業所の電話番号	
	旧	
変更の内容	新	

添付書類

- (1) 営業所等の写真（営業所の名称又は所在地の変更の場合）
- (2) 指定証書（営業所の名称の変更の場合）
- (3) 戸籍抄本（個人業者の氏名の変更の場合）
- (4) 住民票の写し（個人業者の住所の変更の場合）
- (5) 登記簿に記録されている履歴事項の全部を証明する書面（指定業者の名称又は住所若しくは代表者の氏名又は役員の変更の場合）
- (6) その他上下水道事業管理者が必要と認める書類

様式第10号(第10条関係)

責任技術者異動届

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

届出者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名) ㊟

電話番号

(指定番号 第 号)

次のとおり責任技術者に異動がありましたので、堺市下水道条例第5条の6の規定により届け出ます。

選任	選任年月日	年 月 日
	ふりがな	
	氏名	
	登録番号	
解任	解任年月日	年 月 日
	ふりがな	
	氏名	
	登録番号	

備考 登録番号とは、大阪府下水道協会が発行する下水道排水設備工事責任技術者証に記載されている番号です。

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第49号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1402号
 指 定 年 月 日 令和2年3月3日
 指定期間の末日 令和7年3月2日
 事業者の名称 岡山 健太
 事業者の住所 堺市堺区昭和通4丁64番地8
 事業所の名称 F. L. C
 事業所の所在地 堺市堺区昭和通4丁64番地8

指 定 番 号 第1403号
 指 定 年 月 日 令和2年3月3日
 指定期間の末日 令和7年3月2日
 事業者の名称 合同会社海玄
 事業者の住所 堺市南区美木多上2755番地35
 代表者の職氏名 代表社員 友川 関雄
 事業所の名称 合同会社海玄
 事業所の所在地 堺市南区美木多上2755番地35

指 定 番 号 第1404号
 指 定 年 月 日 令和2年3月3日
 指定期間の末日 令和7年3月2日
 事業者の名称 日野 貴晴
 事業者の住所 富田林市若松町2丁目6番8号

事業所の名称 晴空管工
事業所の所在地 富田林市若松町2丁目6番8号

指 定 番 号 第1405号
指 定 年 月 日 令和2年3月3日
指定期間の末日 令和7年3月2日
事業者の名称 高橋 祐史
事業者の住所 泉南市男里4丁目29番16号
事業所の名称 タカハシ設備
事業所の所在地 阪南市下出514-6

指 定 番 号 第1406号
指 定 年 月 日 令和2年3月3日
指定期間の末日 令和7年3月2日
事業者の名称 カングラ工業株式会社
事業者の住所 堺市美原区大保95番地1
代表者の職氏名 代表取締役 西原 秀子
事業所の名称 カングラ工業株式会社
事業所の所在地 堺市美原区大保95番地1

指 定 番 号 第1407号
指 定 年 月 日 令和2年3月3日
指定期間の末日 令和7年3月2日
事業者の名称 大成設備工業株式会社
事業者の住所 堺市西区菱木4丁目2747番地2
代表者の職氏名 代表取締役 松本 大輔
事業所の名称 大成設備工業株式会社
事業所の所在地 堺市西区菱木4丁目2717

指 定 番 号 第1408号
指 定 年 月 日 令和2年3月3日
指定期間の末日 令和7年3月2日
事業者の名称 大領建設株式会社
事業者の住所 大阪市住吉区大領3丁目7番4号
代表者の職氏名 代表取締役 手塚 智久
事業所の名称 大領建設株式会社

事業所の所在地 大阪市住吉区大領3丁目7番4号

堺市上下水道局公告第50号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1331号
廃 止 年 月 日 令和2年3月3日
事 業 者 の 名 称 東 孝 司
事 業 者 の 住 所 富田林市寿町3丁目14番7号
事 業 所 の 名 称 J I C
事 業 所 の 所 在 地 堺市南区美木多上1378-1

指 定 番 号 第901号
廃 止 年 月 日 令和2年3月3日
事 業 者 の 名 称 稲見 勉
事 業 者 の 住 所 堺市南区檜尾1143-5
事 業 所 の 名 称 稲見管工
事 業 所 の 所 在 地 堺市南区檜尾1143-5

堺市上下水道局公告第51号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備工事事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1696号
 指 定 年 月 日 令和2年3月3日
 事業者の名称 合同会社海玄
 事業者の住所 堺市南区美木多上2755番地35
 代表者の職氏名 代表社員 友川 関雄
 営業所の名称 合同会社海玄
 営業所の所在地 堺市南区美木多上2755番地35

指 定 番 号 第1697号
 指 定 年 月 日 令和2年3月3日
 事業者の名称 日野 貴晴
 事業者の住所 富田林市若松町2丁目6番8号
 営業所の名称 晴空管工
 営業所の所在地 富田林市若松町2丁目6番8号

指 定 番 号 第1698号
 指 定 年 月 日 令和2年3月3日
 事業者の名称 高橋 祐史
 事業者の住所 泉南市男里4丁目29番16号
 営業所の名称 タカハシ設備
 営業所の所在地 阪南市下出514-6

指 定 番 号 第1699号
 指 定 年 月 日 令和2年3月3日
 事業者の名称 大成設備工業株式会社
 事業者の住所 堺市西区菱木4丁2747番地2
 代表者の職氏名 代表取締役 松本 大輔
 営業所の名称 大成設備工業株式会社
 営業所の所在地 堺市西区菱木4丁2717

堺市学校職員健康審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月27日

堺市教育委員会

教育長 中谷省三

堺市教育委員会規則第15号

堺市学校職員健康審査会規則の一部を改正する規則

堺市学校職員健康審査会規則（平成29年教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「職員（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第2条第1項に規定する職員）」を「堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員）」に、「）」をいう。以下同じ。」を「以下単に「教職員」という。）」に改め、同条第2号及び第3号中「職員」を「教職員」に改める。

第3条第5号中「の職員」を「に勤務する者」に改める。

第5条第6項及び第9項中「職員」を「教職員」に改める。

第7条中「条例第6条に規定する市長が定める」を「委員の報酬の」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

選挙管理委員会公表

堺市選挙管理委員会公表第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和元年6月9日執行の堺市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

堺市選挙管理委員会

委員長 大橋 金剛

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

【永藤 英機】

- 1 選挙の種類 令和元年6月9日執行 堺市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の制限額（法定選挙運動費用額）
19,351,700円
- 3 報告書の要旨 別紙のとおり

【立花 孝志】

- 1 選挙の種類 令和元年6月9日執行 堺市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の制限額（法定選挙運動費用額）
19,351,700円
- 3 報告書の要旨 別紙のとおり

候補者氏名	永藤 英機	所属党派	大阪維新の会	期 間 令和元年5月9日から 令和元年6月21日まで 第1回分
出納責任者	米田 晃之			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(金 額) 円		円
山下 善伸	会社役員	1,000,000	人件費	140,000
近藤 茂	会社役員	10,000	家屋費	462,000
ケンタネット	政治団体	50,000	選挙事務所費	57,370
土師 靖行	会社役員	30,000	集合会場費	151,020
高橋 昌孝	会社役員	30,000	通信費	37,664
新城 忠	会社役員	1,500,000	交通費	2,120,266
大阪維新の会	政治団体	546,000	印刷費	1,490,400
			広告費	56,773
			文具費	34,022
			食糧費	97,584
			休泊費	
			雑費	
その他の寄附	件			
その他の収入		1,000,000		
今回計		4,166,000	今回計	4,647,099
前回計			前回計	
総 計		4,166,000	総 計	4,647,099

	項 目	金額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,174,466円
	計	1,650,466円

報告書受理年月日	令和元年6月22日	第 1 回報告分
----------	-----------	----------

候補者氏名	永藤 英機	所属党派	大阪維新の会	期 間 令和元年5月9日から 令和元年7月23日まで 第2回分
出納責任者	米田 晃之			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(金 額) 円		円
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	4,624
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑費	
その他の寄附	件			
その他の収入		0		
今回計		4,166,000	今回計	4,624
前回計		4,166,000	前回計	4,647,099
総 計		4,166,000	総 計	4,651,723

	項 目	金額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,174,466円
	計	1,650,466円

報告書受理年月日	令和元年7月26日	第 2 回報告分
----------	-----------	----------

候補者氏名	立花 孝志	所属党派	NHKから国民を守る党	期 間 令和 元 年 5 月 21 日 から 令和 元 年 6 月 11 日 まで 第 1 回分
出納責任者	立花 孝志			

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(金 額) 円	支出 人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費	円
その他の寄附	件			
その他の収入		1,070,700		
今回計		1,070,700	今回計	1,070,700
前回計			前回計	
総 計		1,070,700	総 計	1,070,700

	項 目	金額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和元年6月23日	第 1 回報告分
----------	-----------	----------

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第3号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月27日

堺市農業委員会
会長 田 中 宏

[日時]

令和2年3月30日（月）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 令和2年度堺市農業委員会事業計画の決定について
- 2 その他

人事委員会規則

堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月27日

堺市人事委員会
委員長 前 田 寛 司

堺市人事委員会規則第5号

堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則の一部を改正する規則

堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則（平成18年人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条中第29号を第30号とし、第9号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 会計年度任用職員の任免に関すること。

第11条第3号を次のように改める。

(3) 実施計画に基づき、時間外勤務又は休日勤務を命ずること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議会告示

堺市議会告示第1号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成18年議会規則第2号）第13条第4項において準用する同規則第11条第3項の規定により、市議会議員の令和元年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和2年3月27日

堺市議会議長 三宅達也

- 1 閲覧開始の日
令和2年4月8日（水）
- 2 閲覧場所
堺市役所本庁舎 市政情報センター
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
- 3 閲覧日及び閲覧時間
(1) 閲覧日

市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日

(2) 閲覧時間

市政情報センター

平日 午前9時から午後5時30分まで

市政情報コーナー

平日 午前9時から午後5時15分まで